

北陸圏広域地方計画に関する 広域連携プロジェクト検討状況

【黄色ハッチ箇所】

➢ 令和 6 年北陸圏広域地方計画有識者懇談会 (R6. 6) 等での意見を踏まえて修正・加筆した箇所

【水色ハッチ箇所】

➢ 北陸圏広域地方計画協議会の構成機関への意見照会を踏まえて修正・加筆した箇所

【赤字箇所+緑色ハッチ箇所】

➢ 本省フィードバック（2 回目）を踏まえて修正・加筆した箇所

【赤字箇所+ピンク色ハッチ箇所】

➢ 若者意見(ほくりくダイアログ 2024)を踏まえて修正・加筆した箇所

令和 6 年 1 1 月
北陸圏広域地方計画協議

本資料は、北陸圏広域地方計画協議会や、北陸圏広域地方計画有識者懇談会における議論等を踏まえ、令和6年11月時点での検討状況を整理したものであり、今後、これを基礎として、広域連携プロジェクトに関する記述内容を追記・更新し中間とりまとめに加えていくものである。

北陸圏広域地方計画に関する広域連携プロジェクト検討状況 目次

1. 目標1の達成に必要な広域連携プロジェクト	1
1-1. 安全・安心な地域づくりプロジェクト (PJ1)	1
1-1-1. 震災等からの早期復旧・復興	1
(1) インフラ等の復旧促進と強靱化	1
(2) 災害廃棄物の処理促進	1
(3) 耐震化・液状化対策による災害に強い住まいの再建	1
1-1-2. 防災・減災、国土強靱化の更なる強化	2
(1) 災害に強い国土形成	2
(2) 減災に資する地域コミュニティを活かした体制の構築	3
(3) 災害リスクの評価・共有と防災・減災対策の重点化	4
(4) 災害時の応援体制と応急復旧体制の整備	4
(5) デジタルを活用した的確な防災情報の提供・発信や災害情報の把握・共有による地域防災力の向上	5
(6) 原子力発電所の安全・安心の確保	5
1-1-3. 安全・安心な国土利用・管理等による防災・減災まちづくり	5
(1) 災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導	5
(2) グリーンインフラを含むインフラの防災・減災機能の付加	6
(3) 事前復興まちづくり計画策定の推進	6
1-1-4. 持続可能なメンテナンスサイクルの構築	6
(1) 予防保全型メンテナンスへの本格転換	6
(2) 広域的・戦略的なマネジメント	6
(3) 新技術・官民連携手法の普及によるメンテナンスの高度化・効率化	7
(4) 集約・再編等によるストックの適正化	7
(5) 多様な主体の連携・協力によるメンテナンス体制の構築	7
1-2. 多様性のある地域づくりプロジェクト (PJ2)	7
1-2-1. 暮らしの再建と医療・福祉・子育て支援の取組強化	7
(1) 若者から高齢者みんなが住みやすく、2世代、3世代と安心して住み続けられる、地域コミュニティの維持・充実、定住化環境整備	7
(2) 安心して出産・育児ができる環境や共働きを可能とする子育て支援の拡充	8
1-2-2. 多様な主体の参加と連携	9
(1) 就業・起業や社会参加など就業環境の更なる充実	9
(2) 高齢者も活躍できるエイジレス社会構築の推進	9
(3) 外国人にも暮らしやすい地域づくりの推進	10
(4) ダイバーシティへの対応	10
(5) 地域力向上に向けた取組の方向性	10
1-2-3. 多様な価値観に応じた暮らし方・働き方の拡充	10
(1) 多様な働き方のできる雇用環境の支援	11
(2) 北陸圏での多様な暮らし方・働き方の提案	11
(3) 優れた人材定着に向けた環境整備の充実及び多様な就業環境の創出	11
(4) 暮らしやすさのPRによる二地域居住・定住化・UIJターン等の促進	11

(5) 若者が地域を知る機会・学ぶ機会を増やし、社会の一員として力を育む取組の充実	12
1-2-4. 新しい公共の領域拡大	12
(1) 地域と企業の連携促進	12
(2) ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの支援	13
(3) 地域課題解決に向けた首都圏の大学等と地方公共団体との連携及びサテライトキャンパスの誘致、支援	13
1-3. デジタルを活用した地域生活圏形成プロジェクト (PJ3)	13
1-3-1. 都市間連携を通じた高次都市機能の充実	13
(1) 接続型都市圏の形成	13
1-3-2. 持続可能な生活圏の再構築	14
(1) 中核都市を中心としたシームレスな国土づくり	14
(2) デジタルを活用したリアルの充実と地域公共交通の「リ・デザイン」	14
(3) デジタルを活用したインフラの長寿命化等対策などインフラマネジメントの構築	15
1-3-3. 最適な国土利用・管理等による地域コミュニティの再生	16
(1) 持続可能な農山漁村の地域づくり	16
(2) まちなかの人中心の都市・街路空間への再構築	16
(3) 北陸圏の暮らしに磨きをかける優れた住環境の整備	17
(4) ユニバーサル環境整備、雪国の安全・安心な移動空間の形成	17
1-4. 北陸圏グリーン化プロジェクト (PJ4)	17
1-4-1. 自然環境の保全と里地・里山・里海の維持・形成	17
(1) 美しく豊かな自然環境・水循環や里地・里山・里海の保全	17
(2) 最適な国土の利用・管理	18
(3) 豊かな日本海の保全と管理	18
(4) 野生鳥獣の被害防止対策の強化	18
(5) 自然環境保全に関する意識啓発	19
1-4-2. 脱炭素地域づくり	19
(1) 環境問題の解決をテーマとした環日本海諸国を始めとする東アジア等との国際協調・貢献	19
(2) 脱炭素地域づくり	19
(3) 資源循環と不法投棄対策	20
(4) 生活環境の改善	21
(5) エネルギー技術開発の推進	21
(6) 農林水産業のグリーン化、森林資源の循環利用の確立	21
2. 目標2の達成に必要な広域連携プロジェクト	22
2-1. 活力ある農林水産業形成プロジェクト (PJ5)	22
2-1-1. 食料の安定供給と農山漁村の活性化	22
(1) 農林水産業の持続的発展のため条件整備	22
(2) 農林水産業に取り組む人材の確保・育成	22
2-1-2. 農林水産業の成長産業化	22
(1) 農林水産業と地域食品産業の活性化	22
(2) 新たな木材需要の創出、木質バイオマスの利用促進等による林業の成長産業化	23
(3) 北陸圏の優れた食のブランド化と海外展開の推進	23

(4) 北陸圏の優れた食をテーマとした交流・観光の強化	23
2-2. 競争力と魅力ある地域産業形成プロジェクト (PJ6)	24
2-2-1. 地域を支える活力ある産業の創出	24
(1) ものづくり産業集積とデジタル技術を活用した産業競争力の強化	24
(2) DXによるビジネスモデルの変化への対応	24
(3) 北陸の伝統産業のブランド化・グローバル化	24
(4) 経済効果の高い滞在型旅行の拠点である宿泊施設や観光施設のリノベーション、観光DXの推進	24
2-2-2. イノベーション、スタートアップの創出	25
(1) イノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積、産学官金との連携による起業環境の醸成	25
(2) 起業意欲にあふれる人材の育成・定着と誘致、ものづくりの継承	25
(3) 北陸圏における地域の関連産業・企業間の連携強化と地域経済循環の促進	26
2-3. 産業誘致プロジェクト (PJ7)	26
2-3-1. 地域の強みを活かした生産拠点の形成・強化	26
(1) きれいな水、安価な電力と助成制度、良質な地下水、優れた企業、インターチェンジに近い優位性のPRの推進	26
(2) 海外や国内他地域からの企業の製造拠点・本社・研究開発・研修機能等の誘致や人材育成、誘致による地域産業の活性化	26
(3) 太平洋側からの本社・研究機能等企業誘致の促進	27
2-3-2. 新たな産業集積や産業構造転換の促進	27
(1) データセンターの分散立地	27
(2) 再エネ導入促進と関連産業の集積促進	27
3. 目標3の達成に必要な広域連携プロジェクト	27
3-1. 日本海側の中核圏域形成プロジェクト (PJ8)	27
3-1-1. 国土軸・連携軸の結節機能の強化	28
(1) 道路・鉄道・港湾・空港と産業活動が連携した物流機能の強化	28
(2) 港湾・空港・駅・インターチェンジ等交通結節点の機能強化、アクセス機能の強化	28
(3) 高速交通ネットワークの充実に伴う圏域内交流を支える二次交通の充実	29
(4) 太平洋側の安全・安心に貢献する日本海側の防災拠点の強化	29
3-1-2. 国土軸・連携軸のネットワークの強化	29
(1) 北陸新幹線、東海道新幹線、リニア中央新幹線で形成される環状機能を含む広域ネットワークの強化	29
(2) 高規格道路等の幹線道路ネットワーク等の交通機能の強化	29
(3) 海域・空域の安全確保・保安対策	29
4. 目標4の達成に必要な広域連携プロジェクト	30
4-1. 個性豊かな観光地域づくりプロジェクト (PJ9)	30
4-1-1. 持続可能な観光地づくり	30
(1) 自然・歴史・文化を活かした地域個性の構築と魅力ある観光地の形成	30
(2) 伝統的な産業、自然・歴史に培われた暮らしの継承・発信	30
(3) 国内外、隣接圏域との交流充実、広域観光充実	31

(4) 観光産業の担い手確保・育成	31
(5) 観光地域づくりの体制強化	31
4-1-2. インバウンドの受入環境の拡充	31
(1) 受入環境の充実	31
4-2. 新たな交流圏形成プロジェクト (PJ10)	31
4-2-1. 交流ポテンシャルの最大限の発揮	32
(1) 交流に必要な交通基盤、社会基盤整備	32
(2) 国際的な文化・学術・スポーツ交流の推進	32
(3) 「新たなゴールデンルート」の形成	32
4-3. 関係人口拡大プロジェクト (PJ11)	32
4-3-1. 人づくり・場づくり・仕組みづくり	33
(1) 体験型滞在や二地域居住等の充実による関係人口の拡大	33
(2) 地域課題の解決に関わる企業・人材の取組支援	33
(3) 来訪者と地域をつなぐ取組の推進	33
5. 目標1から目標4の達成に必要な横断的な広域連携プロジェクト	33
5-1. 隣接圏域等との連携促進プロジェクト (PJ12)	33
5-1-1. 北陸新幹線の延伸等による環状機能を含む広域ネットワークの強化	34
5-1-2. 太平洋側と相互補完する防災ネットワークの構築	34
5-1-3. 人々とながら安心できる地域の構築	34
5-1-4. 環白山・環北アルプス地域の自然環境の保全	34
5-2. 震災からの創造的復興プロジェクト (PJ13)	34
5-2-1. 震災等からの早期復旧・復興及び防災・減災、国土強靱化の更なる強化	35
(1) インフラ等の復旧促進と強靱化	35
(2) 災害廃棄物の処理促進	35
(3) 耐震化・液状化対策による災害に強い住まいの再建	35
(4) 災害に強い国土形成	36
(5) 災害時の応援体制と応急復旧体制の整備	36
5-2-2. 暮らしの再建と医療・福祉・子育て支援の取組強化	36
5-2-3. 農山漁村の活性化と地域を支える活力ある産業の創出	37
(1) 農林水産業の持続的発展のため条件整備	37
(2) ものづくり産業集積とデジタル技術を活用した産業競争力の強化	37
(3) 北陸の伝統産業のブランド化・グローバル化	37
(4) 起業意欲にあふれる人材の育成・定着と誘致、ものづくりの継承	37
5-2-4. 持続可能な観光地づくりと人づくり・場づくり・仕組みづくり	37
(1) 自然・歴史・文化を活かした地域個性の構築と魅力ある観光地の形成	37
(2) 体験型滞在や二地域居住等の充実による関係人口の拡大	37

1. 目標1の達成に必要な広域連携プロジェクト

1-1. 安全・安心な地域づくりプロジェクト（PJ1）

厳しい自然環境を有する北陸圏において、自然災害から住民の命と暮らしを守ることは最重要の使命である。近年では自然災害が激甚化・頻発化していることから、あらゆる関係者が連携・協働した防災・減災、国土強靱化の取組を一層強化していくとともに、事前防災・事前復興の観点からのハード・ソフト両面から防災地域づくりを推進する。

また、喫緊の対応として、令和6年能登半島地震や2024年9月20日からの大雨により甚大な被害を受けた地域においては、単に被災前の姿に復元するのではなく、未来志向に立って以前よりも良い状態へと持っていく創造的復興が必要であり、被災地の未来の分岐点は、震災からの創造的復興をどのように成し遂げられるかという点にあるため、これらの希望の光となるインフラ等について、関係機関等が連携しながら、一丸となって早期復旧・復興に取り組む。

加えて、持続可能なインフラメンテナンスの構築に向けて、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進展することを踏まえ、その機能が将来にわたって適切に発揮されるための維持管理・更新を戦略的・計画的に推進する。

1-1-1. 震災等からの早期復旧・復興

（1）インフラ等の復旧促進と強靱化

令和6年能登半島地震や2024年9月20日からの大雨の被災地域において、地域の生活・生業の基盤であるインフラ、ライフライン、公共施設等について、関係機関等と連携した復旧工事の迅速化を推進する。

また、今回の震災では多くのインフラが損傷したことを踏まえ、有識者等を交えた技術的な検証を実施したうえで、幹線道路ネットワークの強靱化や港湾・空港等の耐震化など防災拠点としての機能強化、重要インフラや避難所等を守る土砂災害対策のなど、しなやかで粘り強いインフラの整備を推進するほか、被災時の早期復旧に向けて時間軸を持って取り組み、これらを推進するための体制の確保についてもより一層の検討を進める。

（2）災害廃棄物の処理促進

震災による被災建物（全壊・半壊家屋）の公費解体を促進することで家屋解体の加速化を図り、被災者生活の早期再建を促進する。

また、迅速・円滑な災害廃棄物処理のため、関係団体との連携による運搬・処理体制の構築、県内外での広域処理、復興資材としての活用など再生利用を推進する。

（3）耐震化・液状化対策による災害に強い住まいの再建

住み慣れた土地に戻るための住まいの確保として、耐震性などが不足した住宅・建築物に対する耐震基準等を満たすための改修を推進する。

また、液状化が発生した地域や発生する恐れがある地域においては、関係機関

が連携した現地調査等を行い、被害状況や住民意向も踏まえた上で、道路等の公共施設と宅地等の一体的な液状化対策の実施を促進する。

なお、住まいや暮らしの再建にあたっては、将来的な土地利用などに関する地域の意見や、立地適正化計画等を踏まえた市街地等の復興などを考慮しつつ、国や自治体、関係機関が連携して、被災したインフラを単に被災前の姿に復元するのではなく、能登地域をはじめとした被災地の原風景を守りながら、強くしなやかで使いやすく、経済・社会・環境の面からサステナブルで新たな価値を創造するインフラの整備を推進する。

1-1-2. 防災・減災、国土強靱化の更なる強化

(1) 災害に強い国土形成

(地震・津波対策)

地震発生時の救命救急や応急復旧、復興に不可欠な交通ネットワークを確保するため、高規格道路等の地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成や、「道の駅」等の防災拠点化及び更なる防災機能の強化を推進する。また、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強、港湾の耐震強化岸壁の整備、空港の耐震性の向上等の基幹的な交通施設の耐震強化を行う。

さらに、令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、地震発生による建物倒壊や火災等による人命や資産への被害の防除に向けた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進や宅地の耐震化・液状化防止、地震等で倒壊の危険性がある老朽危険空き家の除却、延焼危険性のある密集市街地の解消等による市街地の再生・再構築、災害対策活動の拠点施設や避難所等の防災拠点施設の耐震化に加え、物資の備蓄、再生可能エネルギー等を活用した電力の確保、代替機能の確保等のバックアップ機能強化や津波避難施設の確保・整備を推進する。

あわせて、地震発生時の津波による背後地への被害の軽減に向けた護岸や堤防等の海岸保全施設及び河川管理施設の耐震対策、防波堤等の港湾施設の嵩上げ・改良等の防災施設の耐震化を推進する。

また、北陸圏の住宅の耐震化は全国では低位にあり、耐震化が進んでいない現状がある点を踏まえ、住民等に対し、住宅の耐震化状況や巨大地震等による想定被害、避難場所や避難経路、食料・飲料等の備蓄など、防災・減災に関する情報を平時から適切に情報周知を行い、巨大地震の災害リスクを自分ごととして捉え、これらに対する備えを促す取組を推進する。

(克雪対策)

短期間の集中的な降雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムラインに基づく躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業等により、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避を図る。その際、道路利用者の行動変容を促すために、関係機関と連携して適切な情報提供を行い、不要・不急の道路利用を控えることや出発時間の変更・迂回等についても協力を求める取組を実施する。

また、高齢者等の安全・安心な暮らしを維持していくため、高齢者単独世帯を

始めとする住民への除雪の負担軽減に向けた技術研究や、ボランティアや NPO も含めた除雪対策を進める体制づくりを推進する。

(風水害・土砂災害・山地災害対策)

気候変動の影響で大雨の頻度増加、台風の強大化等、災害が激甚化・頻発化している。そのため、河川、ダム、砂防、海岸の整備等の事前防災対策の加速化を図るとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な風水害対策である流域治水の取組を推進する。

風水害、土砂災害等から、人々の生命、財産、生活や産業活動の安全を守るため、道路斜面や盛土等の防災対策等の道路事業、河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、ダム事業等、さらに、下水道の整備等の都市浸水対策を推進する。

(侵食・高潮対策)

離岸堤¹等の整備やサンドバイパス²、養浜³など、海岸侵食等への対策を実施するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図れるよう山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に取り組む。

さらに、津波、高潮、波浪（高波）等による被害等から国民の生命・財産を守る防災機能の強化や、海岸侵食対策や高潮対策等の防護機能の強化に取り組む。あわせて、環境への配慮や利用との調和のとれた総合的な海岸保全対策や海岸環境の整備を今後とも推進する。

(2) 減災に資する地域コミュニティを活かした体制の構築

町内会等の地域コミュニティ機能の維持による自主防災組織の活動カバー率を高めるとともに、消防団や水防団の団員確保や、人口減少、高齢化にも対応した障害者等要配慮者の避難誘導體制の充実や防災訓練の実施等、地域ぐるみで減災を目指す地域防災体制の維持・強化を図る。特に、公助での対応の限界を踏まえたうえで、住民等による防災活動として、ハード・ソフト対策による自助、共助の取組を促進し、災害時においても適切な自助、共助が行われるよう国民の防災活動への意識向上を図るための啓発活動を推進するとともに、行政としてもこれらの取組を促進するほか、必要な公助についても対策を講じておく。

また、高齢者の単身世帯などの被災者の孤立防止のための見守りや、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係機関へつなぐなど、被災者一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を関係機関等が連携して実施する。

その他、被災者の迅速な避難や応急復旧対策の充実を支える津波・高潮・波浪（高波）・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ等の整備・普及の促進、自然災害

¹ 海岸線にほぼ平行に沖に設ける堤防。海岸の侵食防止や防波堤の役目をする。

² 海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。

³ 大量の砂を投入して、海浜の改良と維持を図ること。

1 に関わる情報の収集・提供体制の強化により、住民の防災力の向上を図る。

2 さらに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定による新規住宅
3 の立地抑制等の適切な土地利用の誘導等、被害の発生を未然に防ぐ取組を推進す
4 る。

5 加えて、官民一体での災害時の救命救急の専門的な人材育成を推進するととも
6 に、被災時においても人々の生活サービスを維持するため、**より多くの企業や行**
7 **政が BCP⁴（業務継続計画）の策定に取り組むように計画の重要性や有効性につい**
8 **て周知するほか**、運用強化に向けた訓練の充実を図る。

9 10 **（３）災害リスクの評価・共有と防災・減災対策の重点化**

11 令和 6 年能登半島地震の経験を踏まえ、防災・減災に関する既存の計画・対策や
12 危機管理対応などについて、様々な関係機関において実施される検証等を踏まえ
13 つつ、災害に強いしなやかな国土づくりに向けて、災害リスクの評価と共有を実
14 施し、これを踏まえたソフト・ハードの組合せによる防災・減災対策の重点化を
15 図る。

16 災害リスクの評価に当たっては、気候変動に伴う外力の増大等**や、令和 6 年能**
17 **登半島地震の被災地における 2024 年 9 月 20 日からの大雨による被災などを踏ま**
18 **え複合災害の発生等も考慮し、災害リスクを的確に評価する。**また、住民が、自
19 分の住んでいる地域の災害リスクを認識し、災害時に自ら適切な避難行動をとる
20 能力を養うため、ハザードマップの配布・周知などにより、災害リスク情報の共有
21 に努め、住民の理解を促進する取組を進める。

22 **さらに、重ねるハザードマップ等の災害リスク情報ツールを活用して、地域の**
23 **若者等が幼少期から地域の地形・歴史や土地利用の変遷などを学ぶことのできる**
24 **機会を創出することで、防災教育や啓発活動を効果的に推進する。**

25 26 **（４）災害時の応援体制と応急復旧体制の整備**

27 令和 6 年能登半島地震の経験を踏まえ、大規模な自然災害における早期復旧・
28 復興のため、日本海側と太平洋側の連携を強化するため、高規格道路等の**地域安**
29 **全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成**や**ネットワーク全体における強**
30 **靱な道路構造の採用のほか、支援物資等の輸送拠点として港湾・空港など様々な**
31 **交通モード間の連携強化**を推進する。

32 あわせて、災害時における情報通信手段の確保など災害に強い通信手段の確保
33 を含めた広域防災情報ネットワークの整備や、関係機関が連携した防災訓練の充
34 実等により、防災情報の伝達性の向上を推進する。

35 また、中山間地域などにおいては、災害時における情報収集の手段や物資輸送
36 の体制確保など、孤立した場合における備えの充実化を推進する。

⁴ Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合に
おいて、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とする
ために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

さらに、避難所における被災者の生活環境の確保・向上について予め対応を検討しておくほか、救援人員や物資・資機材等の緊急輸送等に関する相互協力・連携のための広域的な防災及び危機管理体制や災害医療提供体制を強化するとともに、「道の駅」等の防災拠点化及び更なる防災機能の強化のほか、災害支援活動を行う行政応援職員・医療スタッフやボランティアなどの宿泊拠点の確保を図る。

(5) デジタルを活用した的確な防災情報の提供・発信や災害情報の把握・共有による地域防災力の向上

大規模な自然災害から身を守り被害を最小限にとどめるために、防災・減災に対する最新技術・情報の活用や更なる技術革新を推進する。

また、災害時や降雪時においてカメラ・センサー等の ICT 技術を活用した防災拠点等までの道路状況の情報発信などリアルタイムでの情報の共有化、雨量・水位の予測情報の高度化と水害リスク情報・評価の充実、短期間の集中的な大雪時における関係機関の情報共有・事前周知等の情報発信の効率化・迅速化など、デジタル技術を活用した防災 DX を推進して地域防災力の向上を図る。

その他、日本海側特有の冬期季節風による飛来塩分や凍結防止剤散布による塩害などのモニタリング技術、長寿命化計画の効率化を推進する。

加えて、太平洋側で巨大災害のリスクが高まる中、デジタルを活用した情報共有、機能分散等を進め、北陸圏のバックアップ体制の強化を推進する。

(6) 原子力発電所の安全・安心の確保

福井県や石川県には原子力発電所が立地しており、事故や被災時における影響の大きさを踏まえ、原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、災害時の発電所へのアクセス経路や住民の避難経路の確保等、発電所周辺における災害対策の強化を推進する。

1-1-3. 安全・安心な国土利用・管理等による防災・減災まちづくり

(1) 災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導

気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化を踏まえ、土地本来の災害リスクを基礎として、立地適正化計画において居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外するなど、コンパクトシティ政策と連携しつつ、災害ハザードエリア⁵における開発抑制を推進するとともに、これらに関する取組を災害リスク情報と合わせて広く住民等への周知・共有により防災・減災に対する理解拡大を図り、より安全な地域への居住誘導の取組を関係機関等が連携して推進する。

加えて、必要な国土保全インフラの維持・保全管理を行い、それらを有機的に連携させるなど、ソフト・ハード両面の防災・減災対策を講じ、その効果を人口

⁵ ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン（災害危険区域等）と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン（浸水想定区域等）を指す。

動態等により中長期的に評価し、改善を図る。

(2) グリーンインフラを含むインフラの防災・減災機能の付加

利水ダム等における治水利用、学校施設、公園緑地及びため池等を活用した流域の雨水貯留浸透機能の維持・向上、バイパスと二線堤⁶の双方の機能を有する道路整備、「道の駅」等の防災拠点化及び更なる防災機能の強化、港湾を活用した支援物資輸送や被災者輸送等の取組を推進する。

また、被災時の衛生確保のための上下水道施設の耐震化・停電対策や、水道施設における異なる水系間での相互取水・導水や他の系統からの送配水を可能とする水供給システムの構築、貯留施設の整備、応急給水等の体制強化や相互補完化等の取組を推進するほか、地域に合った上下水道システムの最適化について再構築を含めて検討する。

また、集落単位で将来も持続可能な形でのインフラの強靱化を図るため、電力や上下水道などのオフグリッド化を推進するなど、自立・分散型のインフラ整備も選択肢の一つとして検討する。

(3) 事前復興まちづくり計画策定の推進

防災・減災対策と並行して、被災による基礎データの不足・喪失や、復興まちづくりを担う人材の不足等の懸念事項に対し、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組について検討する。その上で地域防災計画、都市計画マスタープランに復興事前準備の取組を位置づけるとともに、事前復興計画の策定し、被災した場合に復興まちづくりを円滑に進め、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現させる取組を推進する。

1-1-4. 持続可能なメンテナンスサイクルの構築

(1) 予防保全型メンテナンスへの本格転換

点検・診断とこれに基づき修繕・更新等を実施するメンテナンスサイクルの着実な実行により、事後保全から予防保全への本格転換を進め、早期の安全・安心の確保を図るとともに、地域におけるメンテナンス体制を強化し、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を戦略的に取り組む。

(2) 広域的・戦略的なマネジメント

北陸圏の市町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、広域的・戦略的にインフラのマネジメントを行う地域インフラ群再生戦略マネジメント⁷の取組を

⁶ 本堤背後の堤内地に築造される堤防のことで、万一、本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。控え堤、二番堤ともいう。

⁷ 地域特性や地方公共団体間の機能的なつながり等を踏まえて複数市区町村を基本とした対象エリアを設定し、個別施設のメンテナンスだけでなく、複数・多分野の施設を「群」としてまとめて捉えた上で、地域の将来像に基づき将来的に必要な機能を検討し、個別インフラの維持、補修・修繕、更新、集約・再編、新設等を適切に実施していく、地方のインフラメンテナンスのあり方を大きく変革する考え方。

推進する。

(3) 新技術・官民連携手法の普及によるメンテナンスの高度化・効率化

センサーやドローン等を用いた点検など、新技術の活用促進、点検・補修データの利活用など DX によるメンテナンスの効率化、インフラメンテナンス国民会議等の場を通じた、ニーズ・シーズのマッチングの促進、包括的民間委託等の民間活力の導入促進等の取組を推進する。

(4) 集約・再編等によるストックの適正化

人口減少など社会経済状況の変化に応じた機能転換や集約・再編等によるストックの適正化を図るため、公共下水道・農業集落排水等の統合、港湾におけるふ頭再編等の取組を推進する。

(5) 多様な主体の連携・協力によるメンテナンス体制の構築

メンテナンスに携わる人的資源の不足等に対応するため、例えば、市町村支援・中長期派遣体制の強化、技術力育成を目的とした研修等の実施、インフラメンテナンス国民会議・市区町村長会議等による産学官民の連携促進、インフラメンテナンス大賞を通じた優れた技術やメンテナンスの理念の普及、協力団体制度等の取組を推進する。

1-2. 多様性のある地域づくりプロジェクト (PJ2)

令和6年能登半島地震の被災地域において、人口減少社会に適応しながら持続可能な地域のあり方を実現することは、人口減少に悩む多くの都市にとって希望の光となり得るため、日本全体の未来を変えていくため、被災地域における暮らしと住まいの再建など創造的復興を推進する。

また、北陸圏が有する充実したこども・子育て環境、ゆとりある居住環境、豊かな自然環境など、これまで北陸圏の強みとしてきた暮らしやすさを基盤として、多様な暮らし方・働き方が選択できる地域づくりを推進する。

加えて、北陸圏で生まれ育った人が、北陸圏外からライフステージに応じて北陸圏の暮らしに戻る選択肢がある社会、価値観に応じて、北陸圏外の人が、北陸圏での暮らし方・働き方を選べる多様性のある社会の構築を推進する。

このような取組を推進することで、北陸圏の強みを活かし定住促進、移住促進を図る。

1-2-1. 暮らしの再建と医療・福祉・子育て支援の取組強化

(1) 若者から高齢者みんなが住みやすく、2世代、3世代と安心して住み続けられる、地域コミュニティの維持・充実、定住化環境整備

現状の優れた生活環境を維持し、こどもや若者から高齢者まで、多世代の誰もが多様で地域の魅力にあふれたライフスタイルを享受でき、安心して末永く北陸圏で暮らし住み続け、更に次世代へとこの財産を引き継ぐことができる地域づく

1 りを推進する。

2 特に、令和6年能登半島地震からの復興にあたっては、人とのつながりが重要
3 であり、能登地域をはじめとした北陸圏内に点在する地域コミュニティにおいて、
4 祭りや文化・風習はその地域に暮らす人々の絆でもあることから、住み慣れた場
5 所での生活再建等や、祭りや文化財については被害状況を把握した上で修復や継
6 承など、地域コミュニティの再建に向けた取組を促進し、都市部と中山間地域、
7 半島部や島しょ部、農山漁村がそれぞれの魅力を活かした地域コミュニティの維
8 持・強化を推進する。これにより、各地域が活発な交流を進めるとともに、都市・
9 住宅・福祉・交通政策等を連携させることで、生き生きと暮らせる地域コミュニ
10 ティの再構築を図る。

11 また、デジタル技術の進展で各種のDXが加速している状況を踏まえ、様々なサ
12 ービスや活動の恩恵を享受できる環境整備を推進していく。また、「地域力」の向
13 上を図るため、地域外の人材や企業との連携も併せて地域課題を解決する取組に
14 より、住み続けられる地域社会の構築、地域マネジメントの仕組みの構築を推進
15 する。

16 北陸圏では、祖父母が孫の面倒をみる機会など世代間交流が多いことから、多
17 世代の誰もが安全・安心で快適に暮らすことのできる環境づくりのため、サービ
18 ス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健
19 康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して
20 健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進す
21 る。

22 また、平素から適切な医療や福祉サービスが受けられることが安全・安心な暮
23 らしの基本であり、令和6年能登半島地震ではその重要性が再認識されたことか
24 ら、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域コミュニティ内における要支援
25 者の把握やサポート体制の充実、身近な地域で質の高い医療・福祉サービスを受
26 けられる環境や地域総合福祉の充実、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組
27 を推進する。

28 （２）安心して出産・育児ができる環境や共働きを可能とする子育て支援の拡充

29 将来の地域づくりを担う人材の確保や更なる人材誘致に向けて、子育て世代が
30 安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、子育て支援のための拠点
31 整備や公園の整備、子育て世帯向けの公的賃貸住宅の供給等による子育てしやす
32 い地域環境の整備を推進するとともに、地域ぐるみでの子どもの見守り等、地域
33 防犯対策にも役立つ地域コミュニティの活性化に取り組む。

34 また、職場においては、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き
35 方・生き方の選択への取組の普及拡大を図るなど、良質なテレワークの更なる普
36 及、ワークライフバランスを確立し充実した子育てができる環境整備を推進する。

37 共働き世帯の多い北陸圏にあって、子育て世代が仕事と家庭とを両立すること
38 ができるよう、企業のワークライフバランスを推進するほか、育児時間にも配慮
39 した就業環境の充実や男性育休取得の促進など「共働き・共育て」を推進する行
40

1 政・企業の協力体制の整備を促進する。

2 さらに、女性同士で情報共有できるようなネットワークづくりを促進するなど、
3 大学や企業、地域等の社会全体で子育てしやすい地域を形成していく気運の醸成
4 に有用な取組を推進する。

6 1－2－2. 多様な主体の参加と連携

7 (1) 就業・起業や社会参加など就業環境の更なる充実

8 多様な人材の就業・起業や社会参加を進めるため、就業・起業支援のための情
9 報提供等を行う拠点整備や体制づくりを図る。特に、北陸圏では、女性の就業率
10 は高いものの、若い女性の圏外流出が多いことを踏まえ、固定的性別役割分担意
11 識の解消の取組、男女同等の勤務体系などの就業環境の整備、リスキリングを通
12 じたキャリアアップを図る取組を進め、地方でも女性の就職の選択肢が多い環境
13 整備を推進する。さらに、起業など新しいチャレンジに対するサポートや寛容性
14 のある環境整備のほか、多様な人材が役員やリーダー層の役職に就ける環境整備
15 を図り、自らの能力を自由に発揮できる魅力ある地域づくりを推進する。

16 加えて、仕事と生活の調和を実現し、子育て期や高齢者介護期等のライフステ
17 ージに応じた就業を可能とするため、テレワークの普及を推進する。なお、北陸
18 圏では親の同居、近居による子育てサポート等で女性就業率は高いものの両立の
19 負担を感じる女性が多いとの報告もあり、男性による家事・育児への参画等の拡
20 大を始め、「共働き・子育て」の推進等を通じて多様な暮らし方・働き方の選択肢
21 を広げる必要があり、これらについて性別・世代を問わず国民の関心と理解を深
22 め、かつその協力を得るとともに、企業や社会への啓発等を進め、誰もが活躍で
23 ける社会の構築に向けた取組を推進する。

25 (2) 高齢者も活躍できるエイジレス社会構築の推進

26 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・介護、予防、住
27 まい、生活支援などを包括的に確保するため、都市政策、住宅政策、交通政策と
28 医療・福祉・介護政策が連携した総合的な取組を推進する。

29 また、年齢にかかわらず、個々の人の意欲や能力に応じた活躍の場を創出し、
30 高齢者の生きがいや、地域の産業、文化、コミュニティの継続を図るため、多様
31 な形態による就業機会・勤務形態の確保、リカレント教育等の再就職、起業支援
32 を促進し、高齢者が活躍できる地域産業の形成を図る。

33 その他、コミュニティスクール⁸や地域学校協働活動⁹などボランティア活動
34 を通じて地域コミュニティへの積極的参加や、これらの活動の場として「道の駅」

⁸ 学校運営協議会を置く学校のこと。学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

⁹ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

等による拠点機能の強化など、多世代交流の地域づくりを通じて、多世代間が相互に協力する地域の支え合いの仕組みづくりを推進する。

(3) 外国人にも暮らしやすい地域づくりの推進

北陸圏の有する優れた地域文化等を国内外に発信し、海外からの研究者や留学生の招へいを進め、産学官民の連携による技術の蓄積を活かした起業家精神にあふれる実践的な人材を育成し、次世代を担う優秀な人材を確保する。

また、日本に魅せられ地域で暮らす外国人が安心して暮らすことができ、日本人とともに活力ある地域づくりを担っていけるよう、外国語による行政・生活情報の提供、日本語学習や外国人子弟等の就学の促進、地域行事や自治会等への参加促進等、さらに、外国人労働者の採用前の準備から定着まで取組の推進など、外国人にも暮らしやすい地域づくりを促進する。

(4) ダイバーシティへの対応

性別、年齢、人種や国籍、障害の有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、宗教・信条、価値観などのほか、キャリアや経験、テレワークや兼業・副業など柔軟な働き方などの多様性を踏まえ、多様な価値観を受け入れるため、学校教育のほか、地域と連携した教育の充実などの環境整備により、意識の醸成を図ることで、女性、高齢者、障害者、外国人など多様な人材が、暮らしやすく働きやすい環境整備を推進し、企業や地域社会のダイバーシティ（多様性）＆インクルージョン（包摂性）を促進する。

(5) 地域力向上に向けた取組の方向性

女性、高齢者、外国人など多様な人々が北陸圏で活躍できる社会の形成を通じて、地域への愛着を育むとともに、行政とコミュニティの対話を通じて、地域課題に対する問題意識の共有を図る。また、行政とコミュニティの対話の場を課題解決の取組の場として成長させ、課題解決の試行を通じて多様な人材、民間企業等の参加を促す取組を推進する。

加えて、課題解決に取り組む人材の育成を進め、行政等における各種施策・計画の策定検討を目的に設立される委員会・協議会等への若者の積極的な登用など、行政等との対話の場づくりを通じて、地域住民主体の取組体制をボトムアップの視点で構築する。特に、令和6年能登半島地震の被災地域をはじめとした様々な地域において、こどもから高齢者までが希望を持てる未来の形成に向けて、経験豊富な高齢者からの応援やサポートのもと、将来の地域の担い手となる若者が中心となるように、若者の意見を反映させた地域づくりを推進するとともに、それらの取組などに対して行政等からのサポートを促進する。さらに、課題解決の試行を繰り返す中で、協力者、賛同者を増やしてより良い解決を目指す地域マネジメントの考え方で運営を進める仕組みを構築していく。

1-2-3. 多様な価値観に応じた暮らし方・働き方の拡充

（１）多様な働き方のできる雇用環境の支援

コロナ禍による若者世代を中心とした地方移住への関心の高まりを踏まえ、北陸圏が地方移住の受け皿となるため、良質なテレワーク環境やフレックスタイム制、地域企業の事業承継課題の解決を目的とした兼業・副業等の拡大など、多様で柔軟な働き方をライフステージに応じて選択できる企業環境等の形成を図る取組を推進する。

（２）北陸圏での多様な暮らし方・働き方の提案

北陸圏の企業への就職や「転職なき移住」、二地域居住等の新たな暮らし方、働き方を促進するため、大都市圏での企業説明会や移住・定住に関する取組を積極的に展開する。多様なニーズに対応するため、多様な暮らし方・働き方の選択肢を数多く提案することで企業と希望者のマッチングを促進する。また、空き家の活用等でサテライトオフィスを整備することで北陸圏内外の企業の利用を促進するほか、北陸圏の自治体、企業と大都市圏の企業等との間で、デジタル人材等の地域を支える人材の還流等の関係性強化を図ることで、北陸圏における働き方、暮らし方の選択肢を増やす取組を推進する。

（３）優れた人材定着に向けた環境整備の充実及び多様な就業環境の創出

北陸圏で育った優れた人材が圏域内で活躍できるよう、また圏域外から優れた人材を呼び込めるよう、各高等教育機関の魅力向上、特色ある大学や学部の新設等の高等教育環境の充実を図るとともに、企業と行政が連携し、圏域外での就学生も含めた学生に対し、優れた地元企業の情報発信や担い手確保に資する取組を展開する。また、北陸圏で育った優れた人材がグローバルに活躍できるよう、多言語教育の推進や国際交流の機会を提供するとともに、これらの人材が圏域内でもその能力を活かして活躍できる場を創出する。さらに、多様な働き方の選択肢を準備することで、人材定着を図る。

（４）暮らしやすさの PR による二地域居住・定住化・Uターン等の促進

2024 年 3 月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業を踏まえつつ、今後の大阪までの全線開業を見据え、更なる交流促進を図るため、北陸イメージアップ推進会議の活動などを通じ、北陸圏の魅力、暮らしやすさなど積極的な PR を推進する。

テレワークの普及等による暮らし方・働き方の変化や、若者世代を中心とした地方・田園回帰にもつながりうるローカル志向の広がりなど、人々の価値観や行動様式の変化の兆しが見え始めていることを踏まえ、観光を入口とした都市部の住民の北陸圏に対する関心を高めるため、新たな体験型滞在の場のメニュー構築とともに、これらに取り組む体制・仕組みづくりを促進する。

また、圏域外に転出した方が様々なライフステージにおいて、地域と継続的に関わりを保つための取組や、北陸圏内への U ターンを選択しやすい環境づくりを展開するほか、里山・里海を活かした田舎暮らし、自然の中での悠々とした生き方を楽しみたい若者や子育て世代等の田舎探しやシニア世代が元気なうちに田舎

暮らしできるよう¹⁰に、UIJ ターンによる定住促進の仕組みづくりを推進する。

さらに、一年を通じて北陸圏の暮らしを楽しむために「雪国の備え（知恵・技術・力）」の PR により雪国の魅力を発信していく。

加えて、二地域居住や定住を希望する人々や、テレワークの活用やオンラインでの副業・兼業により地方の生活と仕事の両立を希望する人々、圏域外から農業体験や地域活動等に参加を希望する人々（関係人口）、さらに、北陸圏での暮らしを希望する外国人に対して、情報を適切に提供するため、**交通手段、就労、居住**を含む地域での生活、専門的人材アドバイザー、就業を含む多様な活動等についての仲介機能を持つ交流、二地域居住、定住まで一貫したシステムとなる総合的な情報プラットフォームの整備を図る。

（５）若者が地域を知る機会・学ぶ機会を増やし、社会の一員として力を育む取組の充実

北陸圏の美しい多様な自然環境や優れた地域文化等を活かした体験学習や、多様な世代・地域の方との交流などにより、若者が北陸圏の魅力を認識してもらう機会を創出する。

多様な主体の参加と連携で地域課題に取り組み、住み続けられる地域づくりを推進するため、大学進学など圏域外に転出する機会をむかえる高校生などが地域への関心を持ち、地域の今や将来を「自分ごと」として認識する機会を創出する。

機会の創出にあたっては、**シティズンシップ教育や、ワークショップなどを通じて地域の大人とディスカッションすることで、地域の課題を具体的かつ能動的に学ぶことが可能となり、このような取組を初等・中等・高等教育が連携して実施することで、**若者の地域への愛着を育み、地域課題を解決する場に多様な主体の参加拡大を図り、**持続可能な地域コミュニティの形成を促進する。**

１－２－４．新しい公共の領域拡大

（１）地域と企業の連携促進

地域課題の解決には、住民や NPO 等の地域団体、企業や大学等の多様な主体と行政が連携して、地域を共に創る発想により取り組むことが不可欠である。その際には、行政のみならず、個人や企業等も地域社会の一員として、地域課題の解決に主体的に参加していけるよう、意識・行動の変容を促すことも重要であり、地域づくりへの企業等の主体的参加の拡大を促進する。

そのため、地域が連携した地域課題解決の取組を推進する。また、コンセッションを始めとする PPP¹⁰/PFI¹¹の拡大、地域活性化への活用等による地域と民間企業等が連携した取組を推進する。

¹⁰ Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

¹¹ Private Finance Initiative の略。PFI 法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(2) ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの支援

地域課題の解決を図るため、多様な人材の発掘・育成を推進し、社会的起業家として **の成長を促進するため**、圏域外の人々のネットワークも活用しつつ、人・モノ・カネ・情報の協力や地域の多様なプレイヤーとのネットワークを構築する中間支援機能の強化など、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスを生み出し、育成する取組を推進する。

(3) 地域課題解決に向けた首都圏の大学等と地方公共団体との連携及びサテライトキャンパスの誘致、支援

新産業の創出や産業構造の転換に貢献する地方大学の魅力向上や大学を核とする地域活性化を図るとともに、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する首都圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置に向け、北陸圏の関係機関等と大学等の連携を推進する。

1-3. デジタルを活用した地域生活圏形成プロジェクト (PJ3)

全国平均と比較して人口減少・少子高齢化が進行している北陸圏において、デジタルを徹底活用することで、**北陸新幹線で接続される接続型都市圏を軸として、これらの中心となる中枢中核都市や周辺を中心都市が核となった地域生活圏を形成し、**中山間地域等の過疎地域などにおいても都市圏と同レベルでの生活サービス等の享受を可能とし、人々が生き生きと安心して住み続けられる地域づくりを推進する。

1-3-1. 都市間連携を通じた高次都市機能の充実

(1) 接続型都市圏の形成

「シームレスな拠点連結型国土」の構築を推進するため、広域圏の中心となる中枢中核都市等が広域レベルの高次の都市機能の形成や、広域圏の経済を牽引する産業の集積拠点の形成を図る。

北陸3県の県庁所在都市である富山市、金沢市、福井市は人口規模が25万～46万人程度でいずれも中核市に位置づけられる。これらの都市は2024年3月の北陸新幹線金沢～敦賀間の開業により約1時間程度で**連絡可能な通勤圏として**結ばれることとなった。これらにより3つの都市圏**やその中間に位置する都市などが**接続した大きな都市圏（接続型都市圏）**が形成され、**北陸圏ではこの接続型都市圏を軸として各都市が連携することで単なる距離的な隣接に止まらず、個性ある歴史・文化・まちづくりが接続し、互いの魅力を享受し合うことで相乗効果を発揮させ、**これらの都市が地域生活圏の形成の拠点都市となることで、**圏域の自立的発展を推進する。

都市間の連携を更に強化するため、**環状道路などの高規格道路等の整備に合わせ、都市内の歩道や自転車道、バス専用レーン、賑わいのための空間など、道路空間の再配分を推進する。**また、2024年3月の北陸新幹線金沢～敦賀間の開業効果などを圏域全体に波及させるため、新幹線駅と結節する二次交通の整備・充実、

交通結節点改善やパーク・アンド・ライド駐車場の整備等によるバスや鉄道等の地域公共交通の利便性の向上を推進し、**高速かつ利用しやすい交通サービスを提供することで、新幹線駅等を核としたビジネスとにぎわいの創出を図る。**

1－3－2．持続可能な生活圏の再構築

（１）中核都市を中心としたシームレスな国土づくり

北陸圏の中核となる都市圏においては、**これらの拠点都市となった賑わいと魅力にあふれた地域生活圏の形成**を進めるため、伝統と文化が集積する都心づくり、公共施設等の都市機能を拠点とした都市の集約化を図るとともに、**賑わいと魅力を更に高めるため、異なる個性を持つ都市、集落、地域の交流とこれらがシームレスにつながり合う地域づくりを推進する。**

市街地中心部では、歩いて暮らせる集約型都市構造への転換の計画的な推進や、既存の都市基盤施設の有効活用を図る。

あわせて、LRT（次世代型路面電車システム）¹²を始めとする鉄軌道やバス等を組み合わせて、これらがシームレスに利用できる地域公共交通サービスの充実を図る**ため**、地域公共交通計画の策定等により、戦略的な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

（２）デジタルを活用したリアルの充実と地域公共交通の「リ・デザイン」

2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業効果などを圏域全体に波及し、地域活力を持続的に発展させるために、接続する都市間の連携強化や都市機能の集約化・機能向上を図る。

都市部と農山漁村が近接する特徴を活かし、**令和6年能登半島地震や2024年9月20日から大雨による被災からの生活再建や創造的復興を実現するため、それぞれ地域が特色のあるまちづくりとなるよう、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成を推進する。**また、重層的に各種サービス機能の多様な集約拠点の形成とそのネットワーク化を図ることで、シームレスな拠点連結型の地域づくりを進め、デジタルを手段として徹底活用して、リアルの地域空間の質的な向上を図る。

加えて、中山間地域等の基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、教育、医療・福祉、介護、物流など、様々な産業分野と連携しながら地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む「デジ活」中山間地域¹³における地域づくりを推進し、魅力ある暮らしやすい農山漁村の形成を推進する。

¹²LRT：Light Rail Transitの略。LRTV（低床式車両）の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性等の面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。

¹³中山間地域等の条件不利地域において、基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、地域内外の多様な人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押ししている。

令和6年能登半島地震の被災地域や中山間地域を始めとする農山漁村の地域住民が都市機能や生活サービスを円滑に享受できるよう、**自家用車を活用した地域の助け合いによるライドシェアの運行、シームレスな移動を実現する MaaS¹⁴の実装、**環境にも配慮した EV¹⁵バスや水素バス等の導入、**自動運転の早期実現・社会実装の実現など、地域内を連絡する交通システムの DX・GX 推進及び、地域間を接続する交通システム同士の連携・協働などを通じ、**利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）について、**関係機関との連携のほか事業主体となる民間企業の誘致等に関する取組を推進する。**また、安全で快適な移動を実現するため、**時間的・空間的に偏在する交通需要に対してボトルネック対策を効率的に行うためのパフォーマンス・マネジメントを推進する。**

さらに、「道の駅」等の**拠点施設においては、地方創生・観光を加速する拠点を**目指し、**地域の賑わい創出、防災機能や自動運転も見据えた交通ハブ機能の強化を推進し、**ゆとりや癒しと利便性とを兼ね備えた豊かな暮らしを育むことのできる環境づくりや、安全で円滑に移動できる空間の確保に取り組む。

なお、人口減少・少子高齢化が進行する北陸圏においては、住み続ける条件整備としてデジタルの徹底活用が必要である。遠隔医療・教育や自動運転サービスなど、デジタル技術の社会実装を進め、社会課題解決に取り組む地域づくりを進めるためにも、デジタル技術を使いこなし、社会課題解決につなげる人材の確保・育成、デジタルの基盤整備や多様な主体との連携などの支援体制を構築するための官民連携の取組を推進する。あわせて、中山間地域などの地域で、提供する行政サービスの目標・水準について官民協調で検討していく。

（３）デジタルを活用したインフラの長寿命化等対策などインフラマネジメントの構築

自然災害から身を守り、都市部や農山漁村における安全・安心で豊かな暮らしを支えるあらゆるインフラの整備や維持管理について、「選択と集中」によりの確な優先順位を示し、地域の理解と協力を得ながらインフラの戦略的な長寿命化対策を推進することで、安全で強靱なインフラマネジメントを構築する。

なお、市町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・他分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする仕組みの構築を図るとともに、産学官民のあらゆる主体が連携して、**DX も活用した持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組を推進する。**

また、将来にわたって、社会資本の整備や維持管理を着実に進める担い手とな

¹⁴ Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

¹⁵ Electric Vehicle の略。電気自動車。

る次世代の確保・育成を図るため、技術者・技能労働者の処遇改善や、若者や女性が活躍できる環境整備、さらに、学校教育の現場において建設業の魅力を伝える機会の創出に取り組む。加えて、新技術を活用したインフラメンテナンスの社会実装等を加速化する。

1－3－3. 最適な国土利用・管理等による地域コミュニティの再生

(1) 持続可能な農山漁村の地域づくり

少子高齢化・過疎化が顕著である中山間地域を始めとする農山漁村では、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入の確保等の核となる「小さな拠点」の形成を図るとともに、「小さな拠点」における地域運営組織¹⁶の形成や、集落のネットワーク化を推進する。また、コミュニティバスやデマンドタクシー等による地域内の移動手段の確保、買い物バスや日用品・食料品等の移動販売等の生活支援サービスの提供等を通じて、利便性の高い魅力ある田舎暮らしを実現するための取組を進める。さらに、地域限定型の自動運転移動サービスやドローン物流など新たなモビリティサービスの実用化が進んでいるところであり、社会実装の状況に応じて新技術の導入を推進していく。

(2) まちなかの人中心の都市・街路空間への再構築

各都市の中心市街地の空洞化、活力低下への対応として、生活拠点の集約再編を通じた人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりを推進する。都心への居住誘導、空き家の有効活用や老朽危険空き家の除却など住環境の向上、**既存市街地の再編や商業施設の誘致等による若者がまちなかに集うための中心市街地の魅力向上など**、官民空間の一体的な利活用等により「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出することで多様な人材や関係人口を呼び込み、新たなコミュニティの形成を推進するとともに、地域活動の活性化を図る。また、公園緑地の確保等を通じたゆとりある都市空間の整備、公共空間等のバリアフリー化の推進など子育て世代が安心して暮らせる空間づくりや多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成等を推進する。

加えて、各都市の商業拠点や商店街では、NP0 や若手経営者による新規出店や斡旋、賃料の優遇措置、さらに、サテライトオフィスの整備等の中心商店街の活性化に取り組み、まちなかの魅力向上を図る。

また、今後高齢化の進行により地域コミュニティの衰退や空き家の増加が懸念される郊外住宅団地について、住民や民間事業者と連携した再生の手法について検討を行う。

さらに、良好な居住環境を持つ環境生活都市を構築するため、各都市の特色や魅力、自然や歴史・文化、景観と環境に配慮したまちづくりを推進する。

¹⁶ 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

(3) 北陸圏の暮らしに磨きをかける優れた住環境の整備

安全・安心でゆとりや癒しのある住環境を充実するため、優良な住宅の整備を図るとともに、地域独自の景観や地域資源の活用と多様な主体の参加による魅力ある地域づくりを推進する。あわせて、街なみ環境整備、無電柱化等、美しく個性ある景観の形成を推進する。

さらに、人々の憩いの場となり、災害時の避難場所ともなる都市公園の整備やレクリエーション拠点の整備、都市の中で貴重なオープンスペースとなる河川・港湾・海岸等の水辺空間の保全・再生・創出や川を活かしたまちづくり、みなとまちづくり、交通事故の減少を図る生活道路対策等を推進し地域の実情に応じた魅力的で良好な住環境の形成を図る。

(4) ユニバーサル環境整備、雪国の安全・安心な移動空間の形成

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが移動しやすい空間づくりを実現するため、地域公共交通の整備・充実等による移動手段の確保に加え、駅や空港、港湾等の交通結節点やこれを中心とした旅客施設等のバリアフリー空間の形成や無電柱化を推進する。

道路交通環境をより安全・安心なものとするため、「人」の視点に立った交通安全対策を推進するとともに、ICT活用による道路交通情報の提供などを実施する。

特に、通学路における歩行空間の整備、事故の発生割合が高い区間における重点的な対策、生活道路において歩行者や自転車中心の安全で安心な空間整備を促進する。

さらに、冬期の安全・安心な移動空間の確保のため、冬期道路情報の提供や地域住民や行政との協働による歩道等の除雪対策を推進する。

1-4. 北陸圏グリーン化プロジェクト (PJ4)

豊かな自然環境や多様な生態系や水循環等の健全性を維持・確保のほか、中山間地域等の森林・林業や農業・農村、水産業・漁業の有する多面的機能を保持していくため、農林水産業の担い手確保や都市部の住民と地域住民との交流・連携など森林や農地等を持続的に守り体制や仕組みづくりを推進する。また、国土や地域の荒廃を防ぎ、持続可能な国土と地域の形成を図るため、国土の管理構想を踏まえつつ、最適な国土の利用・管理を推進する。あわせて、生物多様性の保全や野生動植物の保護・管理による豊かな自然環境の保全や、日本海の環境問題の解決を目指して国際協調・貢献を推進する。

加えて、自然災害の激甚化・頻発化として表れている「気候危機」を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素地域づくりを推進する。

1-4-1. 自然環境の保全と里地・里山・里海の維持・形成

(1) 美しく豊かな自然環境・水循環や里地・里山・里海の保全

豊富な水資源を守り河川流域全体を視野に入れた健全な水循環を維持又は回復

を図るため、森林・農地の保全、地下水涵養対策、ダムや上下水道、浄化槽、農業用排水路、ため池の整備、生活貯水池建設等による水環境の改善を推進する。

また、森・川・海の健全な物質循環を確保することで、豊かで高い生物生産性と生物多様性の里海づくりを推進する。さらに、圏域外との連携を含め、地域住民等の多様な主体の参加を得た森林・河川・海の保全・活用の取組を推進する。

加えて、里山林の適切な維持管理を図るとともに、野生生物との共生を目指した里山林の整備・活用、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現を図るインフラ整備、住民の理解と参加による森を支える人づくり等の新たな仕組みづくりにも取り組んでいく。

また、北陸圏から中部圏にも広がる生態系ネットワークの核となる国立公園、国定公園やラムサール条約湿地など、多様で豊かな自然環境や希少な野生動植物の保護のほか、これらの魅力を活用したグリーンツーリズム等に産学官民が一体となって取り組む体制を構築する。

その他、国立公園等の保護地域と里地・里山・里海や企業緑地等の保全など保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECD¹⁷）の保全・拡大を通じて広域的な生態系ネットワークの形成を促進し、30by30 目標¹⁸の実現に向けて取り組む。

（２）最適な国土の利用・管理

中山間地域や都市の縁辺部においては、管理方法の転換等を図る国土の管理構想を通じて、最適な国土利用・管理を推進する。また、持続可能な国土と地域の実現に向け、住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を推進する。

また、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の適正な管理や、荒廃農地やの手入れが不十分な森林の発生防止・解消に向けた対策を推進する。

その他、国土利用・管理の効率化・高度化を図るため、デジタル技術活用の拡大に向けた環境整備など、国土利用・管理 DX の実装を推進する。

（３）豊かな日本海の保全と管理

日本海のより良い環境を保全、管理していくため、日本海の環境に関するデータを幅広く収集・監視するとともに、海洋投棄対策や油流出事故の防止に取り組む。

（４）野生鳥獣の被害防止対策の強化

¹⁷ Other effective area-based conservation measure の略。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

¹⁸ 2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。我が国の実績としては、2023 年 1 月時点で、陸域で 20.5%、海域で 13.3%。陸域については、国土面積に対する自然公園、自然環境保全地域、保護林等の重複を除いた面積の割合。海域については、日本の管轄圏内の水域に対する海洋保護区の重複を除いた面積の割合。

中山間地域等における営農意欲の減退につながるイノシシ等の野生鳥獣による農林水産物への被害防止のため、侵入防止柵の設置、有害捕獲、里地里山の環境整備、大型家畜の放牧等を通じた野生鳥獣による被害防止のための取組を推進する。

(5) 自然環境保全に関する意識啓発

こどもたちが自然を体験し、自然保護の大切さを学ぶことができるよう、体験学習プログラムの構築等の民間と行政等が一体となった自然保護の行動を促すプロジェクトを推進する。また、自然教育及び学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、その重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へ結びつける取組として、国立公園等の自然公園における自然観察会の実施、ビジターセンターにおける普及啓発活動等を実施し、多くの人が自然とふれあい、我が国の自然の豊かさを実感できる機会を提供する。

また、山岳の自然、独特の景観等を有する立山・黒部や白山を核として、隣接する岐阜県や長野県とも連携したエコツーリズムの導入や環境教育を推進する。

1-4-2. 脱炭素地域づくり

(1) 環境問題の解決をテーマとした環日本海諸国を始めとする東アジア等との国際協調・貢献

環日本海諸国を取り巻く環境問題に対処するため、渡り鳥の減少などの自然環境への影響や海岸部への漂着ゴミ対策、酸性雨、黄砂、PM2.5等の越境大気汚染、地球温暖化等の環境問題の解決をテーマとした環日本海諸国を始めとする東アジア等との国際協調・貢献に取り組む。

環日本海諸国を始めとする東アジアの環境の保全に向けて、漂着ゴミ等の調査や酸性雨や黄砂等の国際的な連携によるモニタリング等を推進するとともに、NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）¹⁹を始めとした関係機関等との連携・協力による海洋環境のモニタリングや海洋環境保全、地球温暖化防止のための研究、技術的活動を推進する。

さらに、環日本海諸国を始めとする東アジア等との国際協調・国際貢献により、漂着範囲が日本海の広範囲に及んでいる大量の漂着ゴミや流木等に対して、これら環境問題の解決を目指す。

(2) 脱炭素地域づくり

¹⁹ 海洋環境保全のために国連環境計画が推進している行動計画の一つで、日本海と黄海を対象にしており、富山市と韓国釜山市に活動の連絡調整等を担う地域調整部が設置されている。また、具体的な取組を進めるため、地域活動センターが設置されており、日本では富山県にある（財）環日本海環境協力センターが「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター」に指定されている。

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%削減目標²⁰の実現に向け、北陸圏においても地球温暖化緩和策を効果的に推進する。

このため、発電時に CO2 を排出しない水力発電、風力発電、原子力発電、太陽光発電に加え、水素・アンモニア等の新たなエネルギーの導入を促進するとともに、CCUS/カーボンリサイクルによる火力発電のイノベーションを追求する。また、太陽光発電では、荒廃農地の活用、営農型太陽光発電の推進などを検討する。さらに、急速に普及しつつある両面受光型太陽電池を利用した垂直設置型や追尾型などの積雪地域にも適応した太陽光発電の普及促進、水素やアンモニアの企業への導入を促進し、供給基盤の整備や企業向けの相談、情報提供の拡充など、新たなエネルギー導入に向けた問題・課題の解決を図る取組を推進する。さらに、バイオマス、地熱エネルギーを始めとする地域の特色あるエネルギー資源の活用を図る。

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けては、時間的・空間的に偏在する交通需要に対してデータに基づくボトルネック対策を効率的に行うとともに、次世代自動車の普及環境の整備や各交通手段間の連携を深めるインフラ整備、地域公共交通の利用を推進するための都市の基盤整備等、交通の円滑化を推進する。また、過度な自家用車移動からの脱却を図るため、移動手段の提供が十分でない地域等においては、地域公共交通の整備・充実等により、脱炭素地域づくりに資する新たな交通システムの導入促進を図る。

臨海部においては、CO₂排出量の多い産業、火力発電所が立地しており、これらの産業においては、化石エネルギーから水素やアンモニア等への転換を図るとともに、CCUS/カーボンリサイクル等による火力発電のイノベーションを進めるなど、GX に対応した成長を牽引する基幹産業拠点として強化・再生する。そのため、水素・アンモニア等の国際サプライチェーンの拠点となるカーボンニュートラルポートの形成を推進する。

（３）資源循環と不法投棄対策

更なる循環型社会構築に向けて、廃棄物の発生抑制や循環資源²¹の再使用・再生利用等の 3R²²施策等を推進するとともに、都市部と農山漁村が、相互補完する「地域循環共生圏」の構築を図る。

また、排出者の廃棄物処理及び 3R 意識を向上させるなど、廃棄物の発生から処理までに関係する者すべてを巻き込んだ資源循環への取組を促進し、不法投棄の防止や適正な処理対策を推進する。あわせて、公共事業におけるリサイクルも推進する。

²⁰ 2021 年 4 月の地球温暖化対策推進本部の決定を踏まえ、米国主催気候サミットにおいて、2050 年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。その後、2021 年 10 月の地球温暖化対策推進本部において新たな削減目標を反映した NDC（国が決定する貢献）を決定し、国連へ提出した。

²¹ 循環型社会形成推進基本法第 2 条において、「廃棄物等のうち有用なもの」と定義されている。

²² リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のこと。

(4) 生活環境の改善

より一層の生活環境の改善のため、交通円滑化に資する道路整備、地域公共交通の利用促進や TDM²³（交通需要マネジメント）施策による自動車交通量の抑制、エネルギー効率に優れる次世代自動車（EV⁴⁰、FCV²⁴、PHEV²⁵、ハイブリッド自動車（HV）等）の普及拡大等、良好な大気環境の確保や騒音改善を推進する。

また、河川の浄化対策等による湖沼・河川・海域における水環境の改善等を推進する。

さらに、良質な地域の生活環境を守っていくため、企業と行政が一体となって積極的に環境保全等に取り組む体制づくりを推進する。

(5) エネルギー技術開発の推進

新たな再生可能エネルギーとして、新たな国産の資源として注目されているメタンハイドレート²⁶開発を積極的に進めるとともに、再生可能エネルギー導入拡大に資する電力安定化技術の開発にも取り組む。

(6) 農林水産業のグリーン化、森林資源の循環利用の確立

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農林水産業の CO₂ゼロエミッション化、化学肥料・化学農業の低減等に向け、調達から生産、加工・流通、消費における各段階の取組と、革新的な技術の開発、その後の社会実施を推進する。

また、森林が都市部の CO₂排出をいわばカーボンオフセット²⁷とすることでカーボンニュートラルの実現等に貢献することから、木材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来プラスチック等の代替に資する木質系新素材等²⁸のマテリアル利用を推進するとともに、間伐やエリートツリー²⁹等による主伐・再造林等の森林整備を推進する。

また、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等を推進する。

²³ Transportation Demand Management（交通需要マネジメント）の略。道路や公共交通の利用者に対し、充実した情報の提供など様々な手段で働きかけ、交通需要を適切に抑えた賢い交通行動を促進する取組。

²⁴ Fuel Cell Vehicle の略。燃料電池自動車。

²⁵ Plug-in Hybrid Vehicle の略。プラグインハイブリッド自動車。

²⁶ 低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子が取り込まれ、氷状になっている物質。

²⁷ 日常生活や企業等の活動で、どんなに努力をしても発生してしまう CO₂（＝カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組。

²⁸ 木材等を原料とする新しい素材のことで、例えば、国産スギを原料として、それに含まれるリグニンを改質した、耐熱性等の機能と加工性を併せ持つ素材等がある。

²⁹ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。第二世代以降の精英樹の総称。

2. 目標2の達成に必要な広域連携プロジェクト

2-1. 活力ある農林水産業形成プロジェクト(PJ5)

人口減少下においても農林水産業の持続的発展及び農林水産業を支える基盤となる農山漁村の振興を図り、食料安全保障を強化する。

また、北陸圏では里地・里山・里海が地域の財産であり、歴史・文化としての地域資源であることから、農林水産業の持続的な発展を図り、地域のアイデンティティを守り続ける取組を推進する。

2-1-1. 食料の安定供給と農山漁村の活性化

(1) 農林水産業の持続的発展のため条件整備

食料を安定供給する基盤であり、多様な住民が生活する場でもある農山漁村については、持続的で暮らしやすい農山漁村地域を形成する上で必要な地域全体でのコミュニティ機能の発揮に向けて、「小さな拠点」づくりを推進する。また、令和6年能登半島地震で被災した農林水産関係施設などの復旧・強靱化に取り組むほか、農林水産業の生産性向上に向けた取組や、被災により更なる担い手不足が懸念される人材の育成・定着に向けた魅力ある産業づくりなど、被災地等における農林水産業の再建など創造的復興を推進する。

さらに、豊富な自然資源を有し、里地・里山・里海の文化を持つ北陸圏においては、自然資本の保全・拡大を通じた自然と共生する地域づくりを進めるものとし、輸入に依存する化学肥料から生物多様性を活かす農林水産業、土壌や家畜の健康を向上させるリジェネラティブ農業(環境再生型農業)などの取組について、産学官民の連携で実現可能性を検討する。

(2) 農林水産業に取り組む人材の確保・育成

農業の担い手の育成・確保に当たっては、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等に対して重点的に経営発展を図るための取組を推進する。

また、圏域内外からの農業体験の受入など農林水産業に興味のある交流・関係人口の拡大や、豊かで多様な農林水産資源の生産体制の確保を図るための多様な人材の活用、スマート農林水産業などの新技術の社会実装に取り組み、農林水産業における多様な働き方を実現させ、農林水産業への地域内外からの新規就業を拡大させることで、農林水産業に携わる人材の確保・育成を図り、これらの人材の活躍により中山間地域を始めとする農山漁村の維持・再生・強化を促進する。

2-1-2. 農林水産業の成長産業化

(1) 農林水産業と地域食品産業の活性化

食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業が、消費者の多様なニーズへの的確な対応や、国内外の新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、多様な地域資源を活用した6次産業化(農林漁業成長産業化ファ

ンドの積極的活用、農福連携³⁰等）を推進する。

また、地場産農産物の生産・加工・販売の一貫した仕組みづくりに向けて「道の駅」等を活用した農林水産物直売所や生産出荷体制の構築等の取組強化と普及を推進する。

（２）新たな木材需要の創出、木質バイオマスの利用促進等による林業の成長産業化

林業の成長産業化に向けた需要拡大を図るため、住宅の木造・木質化に加え、公共建築物を始めとする住宅以外の需要の拡大を推進するとともに、木質バイオマス利用施設等の整備を推進する。

また、国内における木材の安定供給体制を整備するため、森林施業の集約化や効率的な生産システムの導入による収益性の高い林業生産活動を促進するとともに、作業現場から製材工場への直送化等による流通の効率化を推進する。

（３）北陸圏の優れた食のブランド化と海外展開の推進

豊かで多様な農林水産資源に恵まれる北陸圏では、ふるさと認証食品認証等を行うとともに、地域団体商標への登録及び地理的表示保護制度の活用を促すなどのブランド化に向けた取組を推進する。

高付加価値を生む様々な商品開発等、６次産業化を推進するとともに、地産地消や地域の特徴を活かした食育等により、地元食材への理解向上を推進する。

さらに、世界の食関連市場の獲得に向け、コメや日本酒等の農林水産物・食品の輸出及び日本食や日本の食文化の戦略的な海外展開、さらに、食品産業の海外展開を促進するための環境整備を推進する。

（４）北陸圏の優れた食をテーマとした交流・観光の強化

サステイナブルツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなど、北陸圏の自然、食文化、農林漁業等の地域資源を活用した地域の自発的な取組を促進する。

さらに、「道の駅」等の整備・活用による特産物販売や地域情報の発信に取り組むことで、環境保全や食へのこだわり、健康志向、知的欲求の高まり等、都市部の住民の多様なニーズに対応できる満足度の高いサービスを提供し、都市部の住民等との交流により、農山漁村の活性化を図る。

また、小学生の農山漁村での長期宿泊体験、企業研修と農作業のマッチング、農業体験のできるワーケーションなど、地域と企業・NPO等の多様な主体との連携・協働により、都市部の住民に農山漁村で活動する機会や食と農への認識を深める契機となる都市部と農山漁村との交流の取組を推進する。

加えて、農山漁村の魅力の情報発信を積極的に展開することにより、都市部と農山漁村を双方向に行き交う新たなライフスタイルの実現や都市部から農山漁村

³⁰ 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

への定住・二地域居住等を推進する。

2-2. 競争力と魅力ある地域産業形成プロジェクト（PJ6）

若者世代や女性の流出が続く北陸圏において、人口の流出を食い止め、持続可能な地域づくりを図る良質な雇用、魅力的な就業機会を増やす取組を推進する。

また、北陸圏において集積するものづくり産業や特徴ある観光産業などの地域資源を活かし、国際競争が激化するなかで競争力を維持・向上させ、魅力ある地域産業の形成を促進する。

2-2-1. 地域を支える活力ある産業の創出

（１）ものづくり産業集積とデジタル技術を活用した産業競争力の強化

令和6年能登半島地震で被災した事業施設等の早期復旧や復興に向けた取組などによる事業再建を促進しつつ、地域企業のDX推進に向けて、産学官金連携のサポート体制を構築し、活力ある独自の成長産業を創出するとともに、若者が北陸圏の優れたものづくり産業等に興味を持ってもらう取組を推進し、地域産業の担い手の確保を図ることで、北陸の豊かな生活空間の発展を促進する。

また、企業・事業のDX・GXを推進するとともに、これらに関わる人材の確保・育成に取り組む。

（２）DXによるビジネスモデルの変化への対応

北陸圏の世界市場で活躍する企業のみならず、中小企業においてもDXを推進し、経営の効率化、テレワークなどの働き方改革、新しいビジネスの展開などメリットが高いことを周知・啓発していくとともに、専門人材の確保等の支援体制の構築を図る。

（３）北陸の伝統産業のブランド化・グローバル化

能登地域など令和6年能登半島地震の被災地等における伝統工芸は、北陸圏のみならず我が国の重要な財産であることから、被災した伝統工芸産業の事業再建と伝統の継承を関係機関等が連携した取組を実施することで、創造的復興を推進する。

また、国際競争激化等、北陸の伝統産業を取り巻く環境変化に対応するため、伝統産業の継承に向けて圏域内外から担い手の確保や、圏域内外から誘致した民間企業との連携による高付加価値化を図るブランド力の強化を推進するとともに、優れた商品の魅力を国内外に発信し、知名度の向上や販売拡大を促進する。

（４）経済効果の高い滞在型旅行の拠点である宿泊施設や観光施設のリノベーション、観光DXの推進

コロナ禍による旅行形態の変化やオーバーツーリズムなどコロナ禍前からの課題を踏まえ、観光を持続可能な形で再生するため、観光施設等のリノベーション、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、キャッシュレス化やシームレスな予約シス

1 テムの構築などのデジタル技術を活用して旅行者の利便性向上を図る。

2 また、観光 DX の活用で観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化を図り、地
3 域住民の理解を得ながら地域の自然、文化の保全と観光を両立させ、持続可能な
4 観光地域づくりを推進する。

5 その他、観光 DX 推進に向けて、様々な観光形態に対応した観光地域づくりを推
6 進する。

8 2-2-2. イノベーション、スタートアップの創出

9 (1) イノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積、産学官金との連携に 10 よる起業環境の醸成

11 ニッチトップ企業が多く、特定の産業が集積している北陸圏においては、将来
12 の産業発展につながり得る優れた技術等の産業シーズを産学官金が連携して大き
13 く育て、環日本海諸国を始めとする諸外国との交流を通じて産業の活性化を図り、
14 イノベーションを創出する。

15 また、質の高い教育サービスの提供等、人材育成機能の強化に向けて地元大学
16 等を始めとした高等教育機関を取り込んだ産学官金の連携による取組を推進する。
17 このため、地域の知の拠点である大学・高等専門学校・専門学校等の高等教育機
18 関において、安定的な財政基盤を確保しつつ、環境や少子化等の時代や社会のニ
19 ーズに対応した学部・学科の新設・見直し等、教育研究体制を充実させるととも
20 に、教員・職員の研修や学生のキャリアサポートに高等教育機関が連携して取り
21 組むこと等により、質の高い教育サービスを提供し、圏内の高等教育機関の更なる
22 魅力向上を図る。

23 さらに、企業間のマッチングや起業活動等をサポートする仕組みづくりや、起
24 業家・学生・企業・支援機関等が気軽に集える場の創出、企業誘致による雇用機
25 会の創出等、個人事業主へのサポート等による創業機運の醸成を促進する。また、
26 優れた人材を誘致していくため、良好な住環境や既存企業の持つ技術力等のポテ
27 ンシャルを積極的に情報発信していく。

29 (2) 起業意欲にあふれる人材の育成・定着と誘致、ものづくりの継承

30 様々な世代を対象とした人材育成カリキュラムの開発や技術・人材の斡旋・交
31 流、人材育成強化拠点・起業支援拠点の整備を推進する。特にスタートアップエ
32 コシステム³¹の構築に向け、地域の特徴的な課題を地域外に多言語でオープンに
33 して、地域外から課題解決できる人材を集め、実証実験できる環境を関係機関が
34 連携して整備することを検討する。また、地元金融機関や投資家、士業、行政等
35 が連携して起業を促進する環境を整備するほか、関係機関等が連携して大都市圏
36 等からベンチャーキャピタルやアクセラレーターを呼び込むなど、継続してスタ

³¹ スタートアップをサポートする多様な人材や組織が、一定程度揃い相互に関連しながら活動することで、その中からスタートアップが次々と立ち上がり大きく成長するところが出現するという状況が継続的に生じる仕組み。

ートアップを生み出すことができる環境の形成を目指す。

少子高齢化により生産年齢人口が減少している中で、北陸のものづくり産業を継承する担い手を確保するため、若者、女性、高齢者や障害者等が意欲と能力に応じて働くことができるよう、職業意識の形成や就業を推進する。

また、能登地域など令和6年能登半島地震の被災地等において、被災地域の課題解決や地域資源を活かした新しい事業創出などに携わる人材を圏域内外から誘致する取組等を推進する。

(3) 北陸圏における地域の関連産業・企業間の連携強化と地域経済循環の促進

北陸圏の企業が有する高い技術力を活かした企業間等におけるニーズとシーズのマッチングや地域の関連産業・企業の連携強化により、域内で取引を拡大して地域経済の循環構造を構築させ、地域の稼ぐ力の向上を図る。

北陸圏では、ものづくり産業や観光産業等における企業間連携の促進を図り、地域経済の循環構造の強化を通じて地域経済を強くする取組を推進する。また、この取組を通じて地域循環共生圏の形成を促進する。

2-3. 産業誘致プロジェクト (PJ7)

北陸圏の有する優れた地域文化等を国内外に発信するとともに、北陸圏の有する特性を活かして、国内外の高付加価値型産業や成長産業の国内生産拠点の誘致を推進する。

さらに、首都直下地震等の巨大災害リスクに対するバックアップ機能の確保の観点から産業拠点の分散的配置が求められており、三大都市圏と等距離にある地理的優位性を活かした産業誘致を進める。

2-3-1. 地域の強みを活かした生産拠点の形成・強化

(1) きれいな水、安価な電力と助成制度、良質な地下水、優れた企業、インターチェンジに近い優位性のPRの推進

三大都市圏や海外からの投資誘致や経済交流をより一層活発化していくため、高規格道路等の幹線道路ネットワークにアクセスするスマートインターチェンジ等や国際物流の拠点となる港湾・空港の整備のほか、2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業や今後の北陸新幹線全線開業に伴う三大都市圏との近接性等について、国内外からの認知度向上に向けた取組を推進する。

このため、大都市圏等での企業誘致のためのイベント等への積極的な参加、ものづくり産業集積地としての知名度向上に向けた海外へのPR、国際展示会や世界各地から研究者等を招いた学術交流、国際コンベンションの誘致・開催などの諸外国との経済交流の取組を北陸圏一体で推進する。

(2) 海外や国内他地域からの企業の製造拠点・本社・研究開発・研修機能等の誘致や人材育成、誘致による地域産業の活性化

高規格道路等の幹線道路ネットワークの整備、自動物流や電力ネットワークな

1 多様な価値を支える道路空間への進化、国際物流の拠点となる港湾・空港の整備等の優れた交通ネットワークを活かして、北陸圏の物流や二次交通を含めた人流環境の向上に向けた取組を推進する。

2 あわせて、2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業や今後の北陸新幹線全線開業に伴う三大都市圏との近接性、リニア中央新幹線の段階的開業で形成される「日本中央回廊」との近接性を活かすことで、三大都市圏や海外からの企業の製造拠点・本社・研究開発機能や研修機能等の誘致を進め、安定した魅力ある雇用環境を創出するとともに、産学官民が連携し人材育成機能強化を推進する。

3 また、国際競争力を持つ産業集積拠点とするため、環日本海諸国での市場開拓や世界へと展開できる企業の立地を促進する環境整備を推進する。

4 (3) 太平洋側からの本社・研究機能等企业誘致の促進

5 太平洋側の巨大地震の災害リスクに対して、我が国の経済機能等の強靱化を図るため、北陸圏の有する優れた特性を活かして、企業誘致の受入環境の整備を積極的に推進する。

6 また、デジタル技術の進展で、テレワークやクラウドソーシング³²等、場所と時間に縛られない暮らし方・働き方が可能となってきたことから、地方創生テレワーク等³³を推進し、北陸圏への人の流れを創生・拡大する。

7 2－3－2. 新たな産業集積や産業構造転換の促進

8 (1) データセンターの分散立地

9 災害に対する情報通信ネットワークの強靱化等の観点などを踏まえ、北陸圏が有する地理的優位性（三大都市圏に近接すること）を活かしてデータセンターの分散立地の受け皿となる取組を推進する。

10 (2) 再エネ導入促進と関連産業の集積促進

11 再エネ電力の安定供給や関連産業への経済波及効果の観点から、設備投資のインセンティブ付与や国内外の企業連携の促進、事業環境整備等による産業競争力の強化に取り組むとともに、洋上風力関連産業の立地・集積などにより、地域の基幹産業の産業構造の転換を図り、地域の雇用が維持できるよう積極的な機能転換を促進する。

12 また、新たな成長産業等の立地・集積を推進する上で、必要となる産業用地等の確保を図る。

13 3. 目標3の達成に必要な広域連携プロジェクト

14 3－1. 日本海側の中核圏域形成プロジェクト(PJ8)

³² 企業が主にインターネット等を利用し、不特定多数の人に業務を委託（アウトソーシング）すること。

³³ 地方におけるサテライトオフィスでの勤務等の地方創生に資するテレワークであり、地方の活性化に貢献するものを指す。

日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部も含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、ヒト・モノの流動を一層の活発化させ、地域資源を最大限活用する国土構造の構築を推進する。

3-1-1. 国土軸・連携軸の結節機能の強化

(1) 道路・鉄道・港湾・空港と産業活動が連携した物流機能の強化

日本海側と太平洋側の連携を強化するため、高規格道路等の地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成を図り、日本海側・太平洋側の二面活用を推進する。

また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の適用に伴い、トラックドライバー輸送能力が不足する「物流 2024 年問題³⁴」に対処するための物流の効率化に向けて、産業分野と連携した物流機能の強化のため、物流拠点、貨物鉄道駅・空港・港湾周辺のネットワークの充実や中継輸送拠点の整備など、国内外の物流機能の強化を推進する。

あわせて、幹線道路や臨港道路の整備、鉄道貨物の更なる活用、港湾・空港と高規格道路の相互のアクセス向上など、交通モード間の連携強化により、最適なモーダルコンビネーションの実現を推進する。

加えて、ポートセールスの強力な推進等、民間企業と行政とが一体となった港湾運営の強化を目指す。

(2) 港湾・空港・駅・インターチェンジ等交通結節点の機能強化、アクセス機能の強化

北陸圏に位置する各港湾については、他の日本海側の港湾との連携を通じて、役割に応じた施策の集中を図り、機能別拠点化を進めるとともに、国内海上輸送網の拡充により日本海側における内航輸送の中核的な役割を担う取組を推進し、更なる競争力の強化を図る。

また、災害時における支援物資等の輸送拠点として、港湾・空港施設・鉄道網や貨物駅などの強靱化を図り、防災拠点としての機能強化を推進する。

インターチェンジ周辺等で道路等の関連都市インフラの整備等を推進するとともに、積極的な土地利用の最適化を図ることで物流施設等を誘致しやすい環境を形成するほか、スマートインターチェンジ等の整備を検討し、物流拠点の強化を推進する。さらに、高規格道路と直接連結する SA・PA 等の拠点については、立地希少性を踏まえ、複数機能の集約など土地の高度利用に向けた検討を推進する。

また、物流拠点からのラストワンマイル配送を円滑にするため、データ駆動型マネジメントによる幹線道路の渋滞対策を進める。

³⁴ トラックドライバーの働き方改革のため、2024 年 4 月からトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制の導入が予定されているところ、一人当たりの労働時間が短くなることにより、何も対策を講じない場合、輸送能力の不足による物流の停滞が懸念されること。

（３）高速交通ネットワークの充実に伴う圏域内交流を支える二次交通の充実

北陸新幹線の大阪までの全線開業に向けた取組を進めるとともに、北陸圏域内の空港・港湾の国内・国際旅客機能の一層の充実を図り、高速交通ネットワークの交通結節点と観光資源等の地域の拠点資源・施設との旅客輸送における連絡を強化するため、二次交通の整備・充実や、労働生産性向上や観光振興による地域活性化に向けた利用しやすい高速道路料金の実現等を推進するなど、利便性の高い圏域内の地域交通を強化して移動時間の短縮等を図る。

（４）太平洋側の安全・安心に貢献する日本海側の防災拠点の強化

太平洋側の大地震発生時等に想定される甚大な被災に対して、北陸圏が旅客及び物流機能を確保するセーフティネットとしての役割を担うため、隣接圏とも連携し、太平洋側とシームレスネットワークを構築する優れた陸海空の広域交通の総合的な整備・充実を一層推進する。

さらに、広域的な防災支援機能を強化するため、災害対応体制の整備や高度情報通信基盤の整備、広域的な港湾 BCP（業務継続計画）の策定を推進する。

３－１－２．国土軸・連携軸のネットワークの強化

（１）北陸新幹線、東海道新幹線、リニア中央新幹線で形成される環状機能を含む広域ネットワークの強化

北陸新幹線の大阪までの全線開業が実現した場合、東海道新幹線と併せて関東・中部・関西を環状で結ぶ新幹線ルートが形成され、この環状ルートはリニア中央新幹線の段階的整備で形成される日本中央回廊の環状機能も併せ持つ位置にあることから、日本中央回廊とのネットワークの整備・拡充を推進し、日本中央回廊の形成の効果が北陸圏に波及するような連携強化を図る。

（２）高規格道路等の幹線道路ネットワーク等の交通機能の強化

国内外の観光客の利便性向上や物流効率化及び、地方部における生活圏維持に不可欠な高規格道路等の地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成及びネットワーク等におけるサービスレベルのギャップを解消したシームレスネットワークの構築や、緊急時の通行を確保する橋梁の耐震補強や多車線化による交通機能の強化を推進する。

また、豪雪地帯を含む北陸圏においては、冬期間でも信頼性の高い物流・旅客流動を確保するため、関係機関が連携した除雪体制の充実を推進する。

さらに、大規模な自然災害発生時における早期復旧・復興のため、関係機関が連携したバックアップ機能を担う広域的な防災支援体制の構築を一層推進する。

（３）海域・空域の安全確保・保安対策

環日本海諸国を始めとする東アジア等への国際物流・旅客流動の広域交通ネットワークの役割を高めるため、日本海の海空域の航路等の安全性の確保と保安性の強化を図る。

4. 目標4の達成に必要な広域連携プロジェクト

4-1. 個性豊かな観光地域づくりプロジェクト（PJ9）

2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業効果を北陸圏全体に波及させるため、北陸圏の魅力を更に磨き上げるとともに、コロナ禍による疲弊に加えて令和6年能登半島地震で被災した観光地・観光産業の再生・発展に向けた取組を推進する。

4-1-1. 持続可能な観光地づくり

（1）自然・歴史・文化を活かした地域個性の構築と魅力ある観光地の形成

自然環境の保全、歴史的建築物等の保存・修復、食文化・伝統工芸品の継承や新しい価値の創出などを推進するとともに、世界文化遺産登録への取組を推進するなど、「北陸ブランド」として国内外に情報発信する。

特に、令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた能登地域の観光産業について、観光需要の喚起を図るとともに、商店街・市街地の再建等に向けた面的なまちづくりに関する取組を推進する。

また、北陸圏の魅力ある地域資源の保全と観光を両立させるサステイナブルツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムや、伝統産業から先端産業を担う企業で多数取り組まれている産業観光、インフラツーリズム、アドベンチャーツーリズム等を推進するほか、多様化する観光のニーズに対応するため、旅行者ニーズにマッチするコンテンツの提供やユニバーサルデザイン対策等を推進する。

あわせて、圏域内の観光地間や広域交通ネットワークの交通結節点と観光地等との連絡を強化する高規格道路等の幹線道路ネットワークの整備、観光情報拠点となる「道の駅」等のゲートウェイ機能の強化、外航クルーズ客の観光情報拠点となる「みなとオアシス等³⁵」の活用を推進する。

加えて、キャッシュレス決済、観光型 MaaS¹⁴ 導入による鉄道・バス・タクシー等を活用した二次交通等の利便性向上、地域情報やイベント情報の提供で周遊を促進するなど観光 DX を推進する。

なお、全国の有名観光地等で発生しているオーバーツーリズム問題を踏まえ、ハード・ソフト両面において地域と連携した渋滞対策など、地域環境に配慮した取組を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光を両立する持続可能な観光地域づくりを推進する。

（2）伝統的な産業、自然・歴史に培われた暮らしの継承・発信

先人が育んできた雪国の文化を保存・継承するとともに、都市部と農山漁村と

³⁵ 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、申請に基づき登録するもの。

の体験交流の場を創出する。また、バーチャル体験などのオンラインツアーを推進するなど、デジタルを活用した雪国の暮らし・文化に触れる機会を増やすことで、リアルな体験観光につなげる取組も検討する。

さらに、雪景色や雪の造形を始めとした北陸の冬の再発見や冬を楽しむ文化活動の振興に努め、新しい雪の文化を創造し、全国へ情報発信する。

（３）国内外、隣接圏域との交流充実、広域観光充実

2024年3月の北陸新幹線金沢―敦賀間の開業、今後の大阪までの全線開業により、首都圏、近畿圏との時間距離が大幅に短縮されることを最大限活用し、国内外の観光客を呼び込むため、地域の商工会議所や自治体、国の機関等沿線関係者の連携によるインバウンド戦略や魅力的な観光ルートを構築するとともに、隣接圏域による広域的な観光連携の取組を推進する。

（４）観光産業の担い手確保・育成

観光地経営の高度化を図るとともに、人材不足の解消に向けた従業員の待遇改善による担い手の確保を推進する。

加えて、観光DXを推進するためのデジタル人材の育成のために従業員等への学びの機会の提供に積極的に取り組むほか、外部の専門家や企業からのサポートを活用するなどの取組を推進する。

（５）観光地域づくりの体制強化

観光地域づくり法人（DMO³⁶）が中心となり、地域内の観光関連事業者等と一体となって行う調査、戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備などが取り組まれるように取組の強化を図る。

4-1-2. インバウンドの受入環境の拡充

（１）受入環境の充実

インバウンドの受入体制を構築するために、多様で魅力ある観光地域づくりをリードする人材の育成、満足度の高い旅行を支える上で重要な役割を担う通訳ガイド・観光ボランティアガイド等の育成を推進する。

また、国内外の観光客に分かりやすく、利便性の高い環境づくりに向けて、案内標識、地図及び観光スポットの掲示物の多言語対応や、無料Wi-Fi等を通じたインターネット利用環境の整備のほか、「道の駅」等において道路・交通案内情報や地域観光資源・イベント情報等を提供することで、インバウンドを始めとする観光客の一層の利便性の向上を図る。

4-2. 新たな交流圏形成プロジェクト（PJ10）

³⁶ Destination Management Organization の略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人。

2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業や、高規格道路等の幹線道路ネットワークにより、三大都市圏の国際空港などにつながる北陸圏において、「新たなゴールデンルート」の形成を進め、新たな交流圏の創出を促進する。

4-2-1. 交流ポテンシャルの最大限の発揮

(1) 交流に必要な交通基盤、社会基盤整備

インバウンドの受入に向けて、高規格道路等の幹線道路ネットワークの整備、北陸新幹線の大阪までの全線開業に向けた取組及び北陸圏域内の空港での国際航空路線の就航・増便に向けた取組、北陸圏域内の港湾でのクルーズ船の大型化に対応した既存岸壁の係船機能の強化などの取組を推進する。

これら整備の進む広域交通ネットワーク等を活かした様々なニーズに対応した国内外の観光客の誘客促進のため、関係機関等が連携し、首都圏の空港と近畿圏の空港からの北陸新幹線の利用、さらに、中部国際空港、高山本線等の利用により、圏域内及び隣接圏域の多彩な観光資源を結び付け、北陸圏を核とした多様で魅力ある広域的な観光周遊ルートや体験型観光等の多様な観光メニューの構築を推進する。

(2) 国際的な文化・学術・スポーツ交流の推進

国際会議の開催誘致の推進や、国際的なフェスティバルの開催、国際的な音楽・舞台芸術等の創造や発信により、国際文化交流を推進する。

さらに、令和6年能登半島地震で被災した能登地域の復興の象徴となる文化芸術イベントやスポーツイベントの開催など、全国的・国際的なイベント等の誘致・開催を進め、国内外交流の促進を図る。あわせて、国際会議等の場も活用して、北陸の良さの対外的なアピールに取り組む。

(3) 「新たなゴールデンルート」の形成

三大都市圏と北陸圏を結ぶ北陸新幹線等の高速交通ネットワークの整備は、環状ネットワークとしての「新たなゴールデンルート」の形成に大きく寄与することから、ニーズを踏まえた広域観光ルートの造成、情報発信などを推進する。

また、2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業と今後の大阪までの全線開業や2025年大阪・関西万博の開催の効果のほか、今後、段階的に開業されるリニア中央新幹線の効果を最大限活用して新しい交流圏の形成を促進する。

4-3. 関係人口拡大プロジェクト（PJ11）

若者世代を中心とした地方・田園回帰にもつながるローカル志向の広がりや、テレワークの普及等による働き方の自由度が高まる中、企業等におけるワーケーションの取組など、大都市圏と地方との関係性を深めるため、地域を繰り返し訪ね、住民と来訪者の関係性を深める取組を推進することで、移住や二地域居住等による地方への人の流れを創出する。

4-3-1. 人づくり・場づくり・仕組みづくり

(1) 体験型滞在や二地域居住等の充実による関係人口の拡大

北陸圏の持つ自然環境、里地・里山・里海の農山漁村の暮らしの文化、雪国の暮らし・文化などを活かしたエコツーリズム、農泊など体験型宿泊を含むグリーンツーリズム、アドベンチャーツーリズムなど、地域の自然資本、文化を活用した体験型観光の造成・拡大を推進する。この取組を通じて「何度も地域に通う旅、帰る旅」を定着させ、第2のふるさとづくりに取り組み、北陸圏と来訪者の新しい関係づくりを促進し、新しい交流市場の開拓を図る。また、テレワークを活用したワーケーションの取組強化や、能登地域をはじめとした北陸圏の課題や特性に対応した二地域居住モデルの構築に向けた検討を推進する。その他、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する首都圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置に向け、北陸圏の関係機関等と大学等の連携を推進する。これらの取組により北陸圏への交流人口、関係人口の創出・拡大を促進する。

このような新しい交流の場づくりのほか、情報発進・情報交流の場づくりを進め、効果的な情報発信を進めることも重要であり、観光地域づくりの取組と併せて観光DXを推進する体制づくり、仕組みづくりを推進する。

(2) 地域課題の解決に関わる企業・人材の取組支援

地方創生テレワークや副業の拡大に加え、北陸圏内の地域課題解決に参加する人材を、北陸圏内の都市部や北陸圏域外の企業が派遣する取組を後押しするなど、関係人口の送り手側となりうる企業等の取組を強化する。

また、地域課題解決に関心をもつ人材を育成するため、学校における探究活動や農山漁村体験、自然体験活動、地域留学等の取組や、圏域外に転出した方が出身地等の祭りや文化・風習など地域のアイデンティティ形成に対して継続的な関わりを保つための取組等を推進する。

(3) 来訪者と地域をつなぐ取組の推進

北陸圏の様々な地域において、来訪者と地域の関わりを創出する取組が実施されており、これらの取組を継続することで、関係人口の拡大を図る。

また、ふるさと納税などの取組を通じて北陸圏のファンづくりを推進するとともに、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルの普及・定着を図るため、地域活動の参加で宿泊費を無料・低減するような地域生活サービスを受けられる仕組みや、シェアリングエコノミー³⁷によるサービス拡大など、第2のふるさとづくりに取り組む。

5. 目標1から目標4の達成に必要な横断的な広域連携プロジェクト

5-1. 隣接圏域等との連携促進プロジェクト(PJ12)

³⁷ 個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源（モノ、場所、技能、資金等）を売買、貸し出し、利用者と共有（シェア）する経済モデル。

北陸圏の強みを活かし、弱みを克服するため、第二次北陸圏広域地方計画から合同協議会を形成して連携プロジェクトを推進している中部圏に加え、日本海側沿岸地域として隣接する東北圏や近畿圏、2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業等で接続する首都圏など、北陸圏の将来像を実現するための目標1から目標4の達成に必要な横断的な広域連携プロジェクトとして、隣接する広域圏相互で連携した取組を推進する。

5－1－1．北陸新幹線の延伸等による環状機能を含む広域ネットワークの強化

2024年3月の北陸新幹線金沢－敦賀間の開業効果などを圏域全体に波及させるため、時間距離の短くなった首都圏とも連携を強化し、ビジネス・観光交流、商圏・販路の拡大につながる取組を推進する。

また、リニア中央新幹線の段階的整備で形成される日本中央回廊とのネットワークの整備・拡充を推進し、日本中央回廊の形成の効果が北陸圏及び隣接圏域に波及する取組を推進する。

5－1－2．太平洋側と相互補完する防災ネットワークの構築

切迫する首都直下地震や南海トラフ地震等の高まるリスクに対して、北陸圏の港湾による代替輸送ルートの確保や、関係機関等が連携した代替輸送訓練の実施などに取り組むことで、日本海側と太平洋側の連携を強化するため、高規格道路等の地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成を推進する。

また、令和6年能登半島地震の発生など、北陸圏をはじめとした日本海側でも大規模災害が発生するリスクを有していることを踏まえ、関係機関が連携して日本海側と太平洋側が相互に補完しながら広域的な防災支援体制の構築を一層推進する。

その他、圏域内のみならず隣接圏域を含むあらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な風水害対策である流域治水の取組を推進する。

5－1－3．人々がつながり安心できる地域の構築

北陸圏や隣接圏域との圏域境に位置する中山間地域において、安全・安心かつ持続可能な生活圏を構築するため、ドクターヘリの共同運航などにより高度な医療提供が可能な体制構築を推進する。これらの取組により、市町村界や圏域界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成を図る。

5－1－4．環白山・環北アルプス地域の自然環境の保全

産学官民の様々な主体が連携し、北陸圏・中部圏の両圏域に跨る環白山地域（白山国立公園とその周辺地域）及び環北アルプス地域（中部山岳国立公園及び飛越地域）に存する類まれな自然環境の保全や文化的・自然的景観の保全・継承を図るとともに、それらを通じて都市部と農山漁村の連携を促進する。

5－2．震災からの創造的復興プロジェクト（PJ13）

令和6年能登半島地震や2024年9月20日からの大雨で甚大な被害を受けた能登地域などでは、人口減少・少子高齢化等により生活サービスや経済活動の維持が厳しい状況にあったなかでの被災であり、単に被災前の姿に復元するのではなく、これまでの諸課題等を踏まえて未来志向に立って以前よりも良い状態へと持っていく創造的復興を推進する。

これらの取組には、産学官民の意識変革や行動変容を促すことが重要であり、震災からの創造的復興を果たし、人口減少社会に適応しながら持続可能な地域のあり方を実現するための目標1から目標4の達成に必要な横断的な広域連携プロジェクトとして、「暮らし」、「産業」、「交流」など多様な取組を産学官民の連携により推進する。

これらを踏まえ、前章までに示した目標1から目標4の達成に必要な広域連携プロジェクトのうち、震災からの創造的復興を果たすために重要な主な取組について示す。（施策群等を集約して再掲）

5-2-1. 震災等からの早期復旧・復興及び防災・減災、国土強靱化の更なる強化

（1）インフラ等の復旧促進と強靱化

令和6年能登半島地震や2024年9月20日からの大雨の被災地域において、地域の生活・生業の基盤であるインフラ、ライフライン、公共施設等について、関係機関等と連携した復旧工事の迅速化を推進する。

また、今回の震災では多くのインフラが損傷したことを踏まえ、有識者等と交えた技術的な検証を実施したうえで、幹線道路ネットワークの強靱化や港湾・空港等の防災拠点としての機能強化、重要インフラや避難所等を守る土砂災害対策のなど、しなやかで粘り強いインフラの整備を推進するほか、被災時の早期復旧に向けて時間軸を持って取り組み、これらを推進するための体制の確保についてもより一層の検討を進める。

（2）災害廃棄物の処理促進

震災による被災建物（全壊・半壊家屋）の公費解体を促進することで家屋解体の加速化を図り、被災者生活の早期再建を促進する。

また、迅速・円滑な災害廃棄物処理のため、関係団体との連携による運搬・処理体制の構築、県内外での広域処理、復興資材としての活用など再生利用を推進する。

（3）耐震化・液状化対策による災害に強い住まいの再建

住み慣れた土地に戻るための住まいの確保として、耐震性などが不足した住宅・建築物に対する耐震基準等を満たすための改修を推進する。

また、液状化が発生した地域や発生する恐れがある地域においては、関係機関が連携した現地調査等を行い、被害状況や住民意向も踏まえた上で、道路等の公共施設と宅地等の一体的な液状化対策の実施を促進する。

1 なお、住まいや暮らしの再建にあたっては、将来的な土地利用などに関する地
2 域の意見や、立地適正化計画等を踏まえた市街地等の復興などを考慮しつつ、国
3 や自治体、関係機関が連携して、被災したインフラを単に被災前の姿に復元する
4 のではなく、能登地域をはじめとした被災地の原風景を守りながら、強くしなや
5 かで使いやすく、経済・社会・環境の面からサステナブルで新たな価値を創造
6 するインフラの整備を推進する。

8 **（４）災害に強い国土形成**

9 令和６年能登半島地震の経験を踏まえ、地震発生による建物倒壊や火災等によ
10 る人命や資産への被害の防除に向けた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進
11 や宅地の耐震化・液状化防止、地震等で倒壊の危険性がある老朽危険空き家の除
12 却、延焼危険性のある密集市街地の解消等による市街地の再生・再構築、災害対
13 策活動の拠点施設や避難所等の防災拠点施設の耐震化に加え、物資の備蓄、再生
14 可能エネルギー等を活用した電力の確保、代替機能の確保等のバックアップ機能
15 強化や津波避難施設の確保・整備を推進する。

17 **（５）災害時の応援体制と応急復旧体制の整備**

18 令和６年能登半島地震の経験を踏まえ、大規模な自然災害における早期復旧・
19 復興のため、日本海側と太平洋側の連携を強化するため、高規格道路等の地域安
20 全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成やネットワーク全体における強
21 靱な道路構造の採用のほか、支援物資等の輸送拠点として港湾・空港など様々な
22 交通モード間の連携強化を推進する。

23 あわせて、災害時における情報通信手段の確保など災害に強い通信手段の確保
24 を含めた広域防災情報ネットワークの整備や、関係機関が連携した防災訓練の充
25 実等により、防災情報の伝達性の向上を推進する。

26 また、中山間地域などにおいては、災害時における情報収集の手段や物資輸送
27 の体制確保など、孤立した場合における備えの充実化を推進する。

28 さらに、避難所における被災者の生活環境の確保・向上について予め対応を検
29 討しておくほか、救援人員や物資・資機材等の緊急輸送等に関する相互協力・連
30 携のための広域的な防災及び危機管理体制や災害医療提供体制を強化するととも
31 に、「道の駅」等の防災拠点化及び更なる防災機能の強化のほか、災害支援活動
32 を行う行政応援職員・医療スタッフやボランティアなどの宿泊拠点の確保を図る。

34 **５－２－２．暮らしの再建と医療・福祉・子育て支援の取組強化**

35 令和６年能登半島地震からの復興にあたっては、人とのつながりが重要であり、
36 能登地域をはじめとした北陸圏内に点在する地域コミュニティにおいて、祭りや
37 文化・風習はその地域に暮らす人々の絆でもあることから、住み慣れた場所での
38 生活再建等や、祭りや文化財については被害状況を把握した上で修復や継承など、
39 地域コミュニティの再建に向けた取組を促進し、都市部と中山間地域、半島部や
40 島しょ部、農山漁村がそれぞれの魅力を活かした地域コミュニティの維持・強化

を推進する。これにより、各地域が活発な交流を進めるとともに、都市・住宅・福祉・交通政策等を連携させることで、生き生きと暮らせる地域コミュニティの再構築を図る。

5－2－3．農山漁村の活性化と地域を支える活力ある産業の創出

（１）農林水産業の持続的発展のため条件整備

令和６年能登半島地震で被災した農林水産関係施設などの復旧・強靱化に取り組むほか、農林水産業の生産性向上に向けた取組や、被災により更なる担い手不足が懸念される人材の育成・定着に向けた魅力ある産業づくりなど、被災地等における農林水産業の再建など創造的復興を推進する。

（２）ものづくり産業集積とデジタル技術を活用した産業競争力の強化

令和６年能登半島地震で被災した事業施設等の早期復旧や復興に向けた取組などによる事業再建を促進しつつ、地域企業のDX推進に向けて、産学官金連携のサポート体制を構築し、活力ある独自の成長産業を創出するとともに、若者が北陸圏の優れたものづくり産業等に興味を持ってもらう取組を推進し、地域産業の担い手の確保を図ることで、北陸の豊かな生活空間の発展を促進する。

（３）北陸の伝統産業のブランド化・グローバル化

能登地域など令和６年能登半島地震の被災地等における伝統工芸は、北陸圏のみならず我が国の重要な財産であることから、被災した伝統工芸産業の事業再建と伝統の継承を関係機関等が連携した取組を実施することで、創造的復興を推進する。

（４）起業意欲にあふれる人材の育成・定着と誘致、ものづくりの継承

能登地域など令和６年能登半島地震の被災地等において、被災地域の課題解決や地域資源を活かした新しい事業創出などに携わる人材を圏域内外から誘致する取組等を推進する。

5－2－4．持続可能な観光地づくりと人づくり・場づくり・仕組みづくり

（１）自然・歴史・文化を活かした地域個性の構築と魅力ある観光地の形成

令和６年能登半島地震で甚大な被害を受けた能登地域の観光産業について、観光需要の喚起を図るとともに、商店街・市街地の再建等に向けた面的なまちづくりに関する取組を推進する。

（２）体験型滞在や二地域居住等の充実による関係人口の拡大

北陸圏と来訪者の新しい関係づくりを促進し、能登地域をはじめとした北陸圏の課題や特性に対応した二地域居住モデルの構築に向けた検討を推進する。これらの取組により北陸圏への交流人口、関係人口の創出・拡大を促進する。このような新しい交流の場づくりのほか、情報発進・情報交流の場づくりを進め、効果的

1 な情報発信を進めることも重要であり、観光地域づくりの取組と併せて観光 DX を
2 推進する体制づくり、仕組みづくりを推進する。

3 また、地域課題解決に関心をもつ人材を育成するため、学校における探究活動
4 や農山漁村体験、自然体験活動、地域留学等の取組や、圏域外に転出した方が出
5 身地等の祭りや文化・風習など地域のアイデンティティ形成に対して継続的な関
6 わりを保つための取組等を推進する。